

土地家屋調査士

大阪

平成29年1月

みおつくし
簿 標

324号



謹賀新年 加藤会長新年ご挨拶

調査士制度の充実と発展は調査士一人ひとりの使命

酉年生まれの会員 今年の抱負

平成28年度学生インターンシップ

大阪会では3大学6名を受け入れ



トーキくん

大阪土地家屋調査士会
イメージキャラクター

大阪土地家屋調査士会

境界
紛争

ゼロ
宣言

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL:06-6942-3330 FAX:06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp

大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

大阪土地家屋調査士会 会館内

要予約

06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話でのご相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

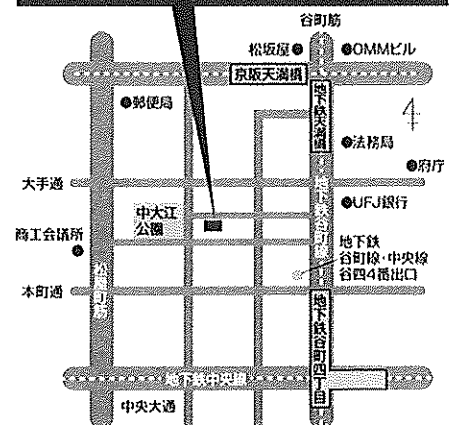
〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話(06)6942-8750(代表) FAX(06)6942-8751

E-mail:soudan@chosashi-osaka.jp



地下鉄谷町四丁目4番出口より徒歩約5分
京阪・地下鉄天満橋駅より徒歩約8分

駐車場の設備はありません。

4	謹賀新年 調査士制度の充実と発展は私たち調査士一人ひとりの使命です		
	会 長	加藤 幸男	
5	協力・連携の一層の強化を	大阪法務局長	森木田邦裕
7	登記制度・調査士制度の維持とますますの発展を	公嘱協会理事長	横山幸一郎
8	新年のご挨拶—ご報告とお願いを兼ねて	協同組合理事長	甲斐 健児
9	調査士制度の維持に会員皆さまのご理解を	政治連盟会長	利川 良一
10	酉年生まれの会員 今年の抱負		
14	平成28年度学生インターンシップ 大阪会では3大学6名を受け入れ		
15	実習生と受け入れ事務所からのひとこと 「仕事に真摯に取り組む姿勢・信頼関係の重要性を学んだ」		
21	第31回近プロ親睦ゴルフ滋賀大会 大阪会冴えず！来年こそ雪辱を		
22	北支部広報「北区民カーニバル」に参加 境界クイズを用意しPR強化を実感		
23	第16回葉月の会が開催されました		
24	大阪土地家屋調査士会相談実施規則・実施規程の制定 大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規の一部改正		
29	境界問題相談センターおおさか費用規程の一部改正		
30	懲戒処分事例		
31	全国一斉！法務局休日相談所を開催 表示に関する相談件数は4件		
32	大阪公嘱協会だより 第32回定時社員総会を開催		
33	政治連盟だより 国会議員・行政を対象とした勉強会を開催しました		
35	青調会だより 平成28年度第1回勉強会、近プロ青年土地家屋調査士納涼祭		
36	大阪市民民局からのお知らせ		
37	常任理事会	38	会員異動
40	法人会員名簿	41	業務日誌
46	公嘱協会の動き	47	行事予定／訃報・おくやみ／支部別会員数
48	編集後記		

【表紙写真解説】 撮影者：堺支部 砂川直記

豊中の某公園で撮影しました。

足元もおぼつかないヒナに餌を与えているシーンにほほ笑ましく思い、夢中でシャッターを切りました。

謹賀新年

調査士制度の充実と発展は 私たち調査士一人ひとりの 使命です

会 長 加 藤 幸 男



新年明けましておめでとうございます。

会員の皆さまにおかれましては、ご家族おそろいで健やかなる新年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

そして、日ごろから本会の会務運営に温かいご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、未相続登記はじめ空き家等による所有者不明土地問題および山林、農地等の管理不備による土地に関するトラブルが増加している状況下、不動産に関する登記行政の一端を担う私たち調査士は今後、社会に対しての使命と責任はますます高まってくることと思われます。

調査士としての使命は土地家屋調査士法第1条(目的)「……………不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。」ことはもちろんのことではありますが、現在の社会情勢をかんがみ、日調連提唱の「境界紛争ゼロ宣言!!」を実現するのみならず、未相続登記、空き家問題、所有者不明土地等による不動産に関する社会秩序を維持するためには、不動産表題登記の専門家である私たち調査士がその使命のもと社会に貢献する必要があります。それらをなしえるのは表示登記制度と調査士制度のより一層の充実と発展をなさなければ、単に登記を前提とした一筆地の調査、測量のみでは大きな社会問題の解決にはつながらないと思います。

専門家として不動産に関するこれらの問題を解決するには、現在の法体制のみでは解決しきれないことが多くあり、より一層の法整備が望まれるところであります。

しかし、それは腕を組んで待っているのみでは

なしえず、現状を把握し、分析し、あるべき法整備に向け、政治連盟と協力しながら社会に提案していく必要があると思います。

それが今後、私たち調査士一人ひとりがなさなければならない大きな使命であり、それをなすことで結局は私たち土地家屋調査士制度の発展と繁栄につながることでありますので、会員の皆さまとともに将来あるべき姿を創造し、研究と研鑽をしていきたい存じますので、会任せではなく、執行部と会員の皆さまが一丸となり、社会貢献に向け、より一層の精進を重ねる所存でありますので、よろしくお願いいたします。

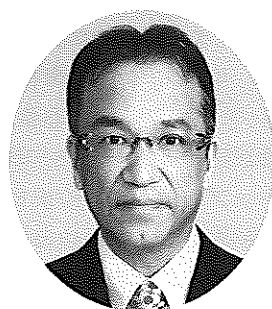
本年も皆さまにおかれましては、良い年でありますことをご祈念いたしております。



協力・連携の 一層の強化を

大阪法務局長

森木田 邦 裕



明けましておめでとうございます。

大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から法務行政にご理解をいただくとともに、表示の登記及び筆界特定事務の適正・円滑な遂行につきましてご協力をいただき、心から感謝申し上げます。本年も昨年同様、よろしくお願いいたします。

振り返ってみますと、昨年も様々なことが起こりました。熊本地方では、4月中旬に、立て続けに震度6強の地震が発生し、大きな被害をもたらしました。10月8日には、阿蘇山の爆発的噴火があり、警戒レベル3と指定され、入山規制が続きました。また、10月21日に、鳥取県中部地震が発生し、震度6弱の揺れによって、1万棟以上の建物が破損しました。海外では、6月23日に、国民投票によってイギリスのEU離脱が決定し、アメリカでは、11月の大統領選挙において、事前報道の予想を覆して、ドナルド・トランプ氏が次期大統領に当選し、世界中に激震が走りました。

今月から始動するトランプ政権が、どのような政策を進めていくのか未知数の段階ですが、日本銀行が、昨年11月に、物価上昇率2%目標の達成を平成29年度中から平成30年度頃までと先送りし、いわゆるアベノミクスによる成長戦略についても、TPPの発効が危ぶまれる状況になるなど、我が国の経済情勢もいよいよ不透明感が増してきた感は拭えません。

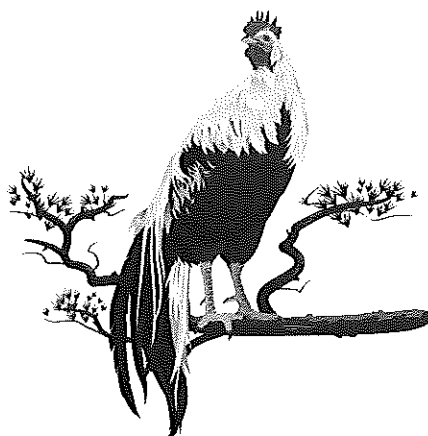
こうした状況にあっても、大阪法務局としては、国民から負託された職責を果たすべく、日々の職務に精励する姿勢に変わりはありません。表示登記に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（いわゆる骨太の方針）や「日本再興戦略2016」において、登記所備付地図の整備が政府の重要施策として掲げられており、大阪法務

局においても、積極的に地図作成作業に取り組んでいます。

具体的には、都市部地図混乱地域（枚方市）における登記所備付地図の作成作業（第2次10か年計画、初年度・平成27年度）に取り組み、大阪土地家屋調査士会のご協力も得ながら、継続的かつ着実に地図作成作業を行っているところです。加えて、JR茨木駅と阪急茨木市駅に挟まれた茨木市駅前1丁目～4丁目ほかの一帯の地域を対象として、平成27年度から10か年計画で大都市型登記所備付地図の作成作業を行っています。この作業については、茨木市の地籍調査作業との連携も図ることとして、法務局の現地事務所を茨木市役所内の建設管理課（地籍調査係）と同じ部屋に置いて、情報とノウハウを交換しながら作業をするという、全国的にも珍しい取組をしています（詳細は、当局不動産首席登記官が、民事月報9月号で紹介しています）。

いずれの作業もおおむね順調に経過していますが、今後、思わぬ障害が生じることも考えられるところですので、改めてご協力をお願いします。

次に、表示登記に関連する話題として避けて通れないのは筆界特定制度への取組です。筆界特定



制度は、平成18年1月に創設され、満10年が経過しましたが、この間、大阪法務局管区内においては、平成28年10月末日までの速報値によりますと、8,500手続余の申請がなされ、既に約8,000手続が終了し、引き続き申請数と終了数ともに全国トップの状況にあります。そのような中で、大阪法務局では、いわゆる長期未済事件は解消されています。これまで迅速処理のために取り組んできた内容については、当局の前次席登記官（筆界特定担当）が民事月報6月号において詳しく紹介しました。この成果は、筆界調査委員をはじめとして、筆界特定事件に関与する申請者代理人等の関係者のご尽力によるところが大きいことはいくまでもありません。

さらに、筆界特定制度に関しては、所有者不明土地問題の解消策に活用することが検討されています。所有者不明土地に隣接する土地についての分筆登記等の申請を依頼された土地家屋調査士等の皆さんが、所有者の探索や資料収集、測量等を行った成果を活用することによって、より迅速に筆界特定を行う施策（筆特活用スキーム）が考案されています。まだ、試行の段階ですが、試行結果を踏まえて、早期の本格運用が予定されており、所有者不明土地問題への対策の一つとして期待されるところです。このスキームの円滑な運用のためには、土地家屋調査士会の皆様とのより一

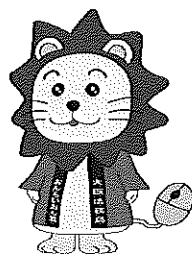
層の協力・連携が不可欠ですので、よろしくお願いいたします。

また、大阪法務局では、かねてから皆様に登記関係オンライン申請の積極的利用をお願いしてきましたが、利用率は相変わらず低調であり、全国の中で終始下位グループにとどまっている現状にあります。本年1月からは、地図情報システムと登記情報システムとが同一の端末で作業できるようになるなど、鋭意システムの改良が行われていることに加えて、オンライン申請を利用しやすくするための運用改善にも取り組んでいますので、なお一層の利用を切にお願いします。

相変わらず、年初早々にお願ひばかりとなってしまうましたが、新しい年が加藤幸男会長はじめ、大阪土地家屋調査士会及び全会員の皆様にとりまして、飛躍の年となりますことを祈念いたしまして、私の年頭の挨拶といたします。

大阪法務局オンライン登記申請
利用促進イメージキャラクター

おんらいおん君



敬頌新禧

事務局長 職員一同	政治連盟役員一同	協同組合役員一同	各委員会委員一同	おおさか推進委員会委員一同	境界問題相談センター	綱紀委員会委員一同	顧問・相談役・参与一同	監事一同	理事一同	副会長 松尾 賢	副会長 松島 稔	副会長 井上 直次	会長 加藤 幸男
-----------	----------	----------	----------	---------------	------------	-----------	-------------	------	------	----------	----------	-----------	----------

登記制度・調査士制度の維持とますますの発展を

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 横山 幸一郎



新年明けましておめでとうございます。大阪土地家屋調査士会会員の皆さまには、私ども公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対しまして、格別なご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。本年も何とぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年は6月の国民投票でイギリスがEU離脱を決定し、11月にはアメリカ大統領選挙で共和党のドナルド・トランプが勝利しました。これらはソビエト崩壊・東西冷戦終結の後、世界で横行している新自由主義、グローバリズムに対する強烈なアンチテーゼ（※）であり、偏狭な保護主義、ナショナリズムなどと過小評価するべきではないと考えています。世界共通の価値観よりも各国の歴史や風土に合った国の仕組みの方が、その国の人たちにとっては、より幸せなのだろうと思うのです。

この流れは、日本ではまだまだ顕在化しているとはいえませんが、日本独自の登記制度、日本独自の土地家屋調査士制度を今後とも守り、発展させていくことが大切であるし、理にかなっているとの意を改めて強く意識しているところです。

次に、法14条1項地図作成作業については、平成27年に受託した「茨木市駅前1丁目地区0.5平方キロ」および「枚方市須山地区0.38平方キロ」の2年目作業。平成28年に受託した「茨木市市原町地区0.54平方キロ」および「枚方市都丘町地区0.43平方キロ」の1年目作業の4件の地図作成作業に携わっておりますが、担当者のたゆまぬ努力と、法務当局のご協力により、いずれも順調に推移しております。当協会は、今後も続く地図づくりに積極的に取り組んでいきたいと考えています。

地籍調査についても、昨年7月に茨木市から茨木市西駅前町地籍調査事業の発注を受けました。茨木市では29年度以降も継続して施行される予定になっており、他の市でも実施への具体的な準備が始まっている状況です。今後、茨木市等の地籍調査が順調に進めば、他の市町村もいずれは行わなければならないとされる地籍調査に弾みがつくことで、全

国ワースト3位といわれる地図整備の進捗状況を一変させることにもつながります。当協会は、具体的な受注につながるか否かにかかわらず、公益法人として、地籍調査の重要性を市民に知らせる活動を行い進めてまいります。

昨年4月に熊本・大分を中心とした地域で発生した2度にわたる震度7の大地震は、地震が起こる可能性が低いとみられていた地域であっても、いつ、どれだけ大きな規模の地震が来ても不思議ではないことが改めて明らかになりました。当協会は、市町村との防災協定締結に必ずしも積極的ではありませんでしたが、熊本を教訓に、今後はいざというときに公益法人として復旧復興の一助となるべく、積極的に働き掛けてまいります。

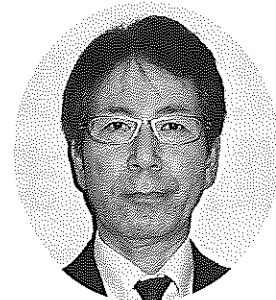
ところで、今や国からの発注のほとんどが一般競争入札になっていますが、当協会は、従来から確固たる信念を持って、随意契約が委任契約である土地家屋調査士業務の本来の姿であるとの旗を掲げ続けており、現実に昨年度も法務局発注の14条1項地図作成作業（この業務は、委任契約ではなく、請負契約であると認識しています。）は入札ですが、他の業務のほとんどを随意契約で獲得しています。官公署の中には、行き過ぎた低価格入札によって生じる不具合により、公共事業が遅れたり、安くなるはずの入札がかえって高くつく事態も起こっています。このため、一般競争入札を行っている官公署には、当協会に随意契約で発注する有用性を訴えつつ、一足飛びに随契に変えられない役所には、企画競争方式や総合評価方式の採用を、働き掛けていきたいと考えています。そして、公共調達の価格が正常に安定すれば、協会の社員でない会員の皆さまにも、きっと良い効果が表れるだろうと確信しています。

最後になりましたが、この一年が皆さまにとりまして希望に満ちた年になりますよう、心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

（※）一つの意味を持つ、命題や定義、解釈や意味といった「もの」の対照的な「正反対のもの」。

新年のご挨拶— ご報告とお願いを兼ねて

大阪土地家屋調査士協同組合 理事長 甲斐健児



大阪土地家屋調査士会会員・組合員の皆さま、
新年あけましておめでとうございます。昨年は
当協同組合創立20周年という節目の年に当たり、
皆さまにはいろいろご協力をいただき、誠にあり
がとうございました。

20周年記念行事の第1弾として土地家屋調査
士18金バッジ（レプリカ）の販売を行いました。
企画の段階では、18金製と高単価でもあり、好
況とは言いかねる調査士業界でどれだけの販売数
を見込むかが問題となりました。20個と弱気な
人、100個と超強気な人、いろいろな見込みが入
り乱れました。結果は、おおむね好評で40個を
完売することができました。

第2弾として、淡路島の「イングランドの丘」
へのバス旅行&バーベキューを行いました。これ
までは、ソフトボール大会、ボウリング大会、ハ
イキング&バーベキューを毎年交代で実施してき
ましたが、今回はちょっと足を延ばしたバス小旅
行で、車内での会話も弾み、親交を深めていた
いたものと思っております。

今後も会員・組合員の皆さまに楽しんでいただ
けるレクリエーションを企画しますので、よろし
くお願いいたします。

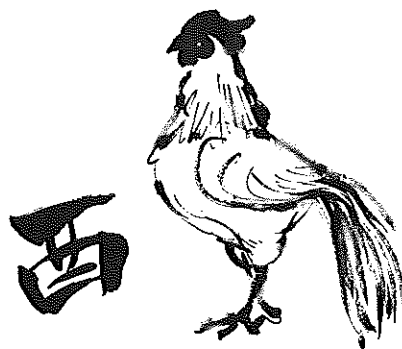
さて、新年早々恐縮ですが、現在の協同組合の

状況を率直にご報告いたしますと、ここ2年は少
額（26年度35万円、27年度43万円）ながら連
続の赤字計上となっております。

これは、長期にわたる会員数・組合員数の減少、
オンライン申請の拡大に伴う環境の変化による需
要の低下が大きな要因となっています。その結果
が、各種保険契約件数、用紙類販売の減少となっ
て表れています。

今、協同組合はスタッフを増強し、需要の掘り
起こしを目指してホームページのリニューアルに
着手し、改革に努めております。

組合員の皆さまには、より一層協同組合をご利用
いただければ黒字に転換することが可能と考えて
おりますので、本年もよろしくお願いいたしま
す。



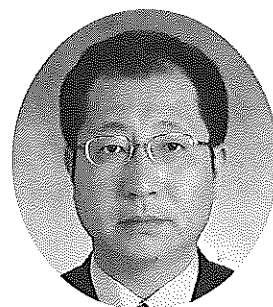
三島	泉州	豊能	北河内	中河内	大阪城	阪南	南	西	北	南河内	堺	天王寺	大阪土地家屋調査士会
加藤	藤田	竹内	村富	中島	伊集院	大枋	田中	吉田	高杉	山田	大西	延山	支部長会
眞一	嘉宣	秀治	隆	芳樹	渉	和夫	久也	龍太郎	直秀	勝彦	幸三	奎柄	
										(会 計)	(支部長会副議長)	(支部長会議長)	

春風献上

調査士制度の維持に 会員皆さまのご理解を

大阪土地家屋調査士政治連盟 会長

利 川 良 一



大阪土地家屋調査士会会員の皆さまに、新春のお慶びを申し上げます。

新年を迎えられ、新たな目標を掲げられた方も多いのではないのでしょうか。皆さまにとって実り多き年でありますよう、心から祈念いたします。

月日の経つのは早いもので、当連盟の会長に就任してから無事2回目の新年を迎えることとなりました。これも役員一同が、各自しっかりと役目をこなしていただいた結果と感謝する次第です。

今年は当連盟の役員改選の年でもあり、さらに調査士制度を充実させていただける新しい役員方が誕生することをワクワクしながら期待しております。

昨年を振り返りますと、7月に参議院議員選挙がありました。役員の皆さまと青年会の皆さまにご協力を賜り、異例の大人数で選挙応援ができ、推薦した顧問議員各位から多大なる感謝の言葉を頂戴できましたことに心からお礼申し上げます。

また、10月には大阪司法書士会館で大阪土地家屋調査士会・大阪司法書士会・大阪司法書士政治連盟と共催し、大阪法務局・大阪選出の国会議員・大阪府下の市区町村担当者とともに「相続登記・空き家問題」を中心とした有意義な勉強会を開催いたしました。11月・12月では、各政党の議員団を本会にお招きし、調査士業務に関連する勉強会も開催できました。

勉強会では土地家屋調査士制度の必要性や空き家対策、地籍調査・14条地図整備の促進、隣接所有者の相続問題など多岐内容にわたり、本会役員と政治連盟役員が一緒になって調査士業務の説明と要望を伝え、各議員団には調査士制度の重要性をご理解いただいたところでございます。

昨年も慌ただしい一年でありましたが、皆さま方のご理解とご支援・ご協力をもちまして円滑に活動ができましたことを厚く御礼申し上げる次第

です。

今年も本会とともに調査士制度の向上・発展に向けた活動が必要となります。本会には制度対策委員会がございしますが、政治活動については一定の制約があり、その制約となる部分を政治連盟がカバーすることになります。

一例でご説明しますと、政治連盟は日調連や本会の事業方針を踏まえて政党や国民の代表である国会議員・地方議員に対し、調査士制度の向上・発展および業務の拡大・充実に係る法整備の要望を働きかけます。これらを効果的に進めるには選挙でわれわれの調査士制度に理解があり、尽力いただける推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことや顧問議員が主催するセミナー・パーティーなどの継続参加によって、連携を保ち、日ごろから太いパイプを持つことも重要な活動の一つとなります。

今後も顧問議員の皆さま方にご尽力を賜り、われわれ調査士が国民のための有益な国家資格であることをもっと広く世間に認識していただく活動が必要であり、そのためには多くの会員に当連盟の活動を本当に理解していただくことが不可欠となっております。

近年は当連盟に対し「政連の活動大変やけど頑張ってるよ」「政連に入会したよ」など温かい言葉も頂戴しておりますが、若い会員の皆さま方の入会率が減少傾向になりつつあり、制度維持に大きな懸念も増えております。

当連盟の目標は「政治連盟への全員加入」です。われわれは後進の土地家屋調査士のために、しっかりと調査士制度を残す義務があると考えます。

そのために皆さま方には、今年も倍旧のご理解とご支援・ご協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。



酉年生まれの会員 今年の抱負



酉年は、干支十二支の中で10番目に当たります。

9番目の干支の申（さる）と11番目の干支の戌（いぬ）がよく喧嘩をするため、その仲裁をするために間に入って10番目の干支になったという説もあります。

キジが桃太郎のお供として鬼退治に犬と猿とともに付いていったのも、頷ける気もします。

さらに酉年の酉は「とりこむ」に通じるといわれており、商売などには非常に縁起がいいものともいわれています。

酉年の有名人には、現在大活躍の有村架純さんや菅田将暉さんら若手俳優をはじめ、黒柳徹子さん、東国原英夫さんらがいらっしゃいます。

今年はアメリカの指導者も変わり、また、ヨーロッパでも今後の世界を左右する選挙があると聞いています。

そんな激動の変化が起きるかもしれない酉年生まれの皆さまに、今年の抱負を語っていただきました。



「走」

北支部

中川 正雄

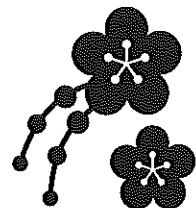
新年明けましておめでとうございます。私は今年48歳の年男となります。「今年の抱負」というお題での原稿依頼を受けましたが、今までケ・セラ・セラ♪（なるようになる〜）をモットーに生きてきた私にとっては、新年に抱負を掲げる、しかも皆さまの前で宣言するというようなことはなかなか難しいことでした。いろいろ考えましたが、漢字一文字で表してみようということで、思い浮かんだ字は「走」です。酉（トリ）が走るというのも、少々こっけいかもしれませんが。昨年の冬、小学生の娘のマラソン大会に向けての練習に付き添い、家の近くでランニングを始めましたが、2カ月後、肉離れを起こし、中断。その間に減った体重は、利息がついて返ってきました。今年は無理せず、日常的な小走り（お父さん〇〇取ってきて！といわれたらサッと機敏に動くとか・・・）からはじめ、徐々に足腰を鍛えていき、来るべき50代に備えていこうと思っています。

仕事に関しても、変動する世の中に対応すべく、走り続けなければいけません。最近、根気がなくなってきたというか、1時間ほど集中して仕事をする、本当に息切れをしてしまい、われながら情けなかったです。走り続けるためのスタミナをいち早く取り戻し、土地家屋調査士として、顧客の皆さまに満足していただける仕事をなし続けられるよう、ま

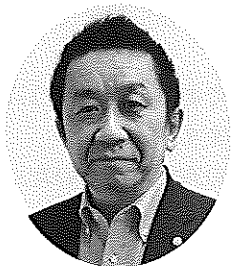
た、支部役員として、今年、西支部との合併という大きなイベントを迎える支部事業に、頑張ってもらいます。

あともう一つ、今年から走り始めたいことは、英語の勉強です。昨年、メキシコ人の留学生の高校生をわが家で5カ月預かりました。家族全員にとって刺激的な体験となりましたが、やはり、もう一步会話をスムーズにするには、英語力をつけなければと痛感した次第です。今後、東京オリンピックが開催され、大阪で万博が開催される可能性も無きにしもあらずで、ますます外国の方と触れ合う機会が多くなっていくでしょう。そのとき、ボディーランゲージ無しで、会話ができるよう、うまずたゆまずゆっくり走り続けていきたいと思っています。

以上、とりとめもなく書き連ねてまいりましたが、私たちは生きている限り、干支というトラックを走り続けていくわけで、まだ4周完走したばかり、7周、8周、9周（?!）と力の限り周回を重ねていき、にっこり笑って次世代の方にバトンを渡せれば最高です。これから法務局等で、この顔が、ダラダラ歩いている姿を見かけられたら、「走らんかい！」とハッパをかけてくださいますよう、会員の皆さま、よろしくお願いいたします。



夢目標を持ち続けよう！



南支部
松田 一郎

新年あけましておめでとうございます。

昭和32年3月酉年生まれ。開業した当時60歳なんて遠い先のことのように思っていました。ついに還暦を迎える年となりました。平成2年に登録して27年目、当時幼かった娘たちが今では一緒に事務所で仕事をしています。というか、自由奔放な私の見張り役といった方が正しいのかもしれませんが。そして、この26年間を通して言えることは、常に夢や目標を立てて、努力を惜しまずかなえてきたことです。もちろん高いハードルであったり、低いものもありましたが、あきらめなければ必ずかなうものだなと実感しました。

昨年の出来事です。11月に中学の同窓会を開催しました。5年ごとに開催していて、今回の幹事が私のクラスで記念すべき還暦同窓会、いろいろな企画を考えました。

その一つに、母校をドローンで撮影し、昔懐かしい当時の写真とともに編集した動画を上映する。このドローンでの撮影協力をしてくださったのが、大阪土地家屋調査士会の有志の方々です。ドローンを操作するテクニックが素晴らしく、5年前の同窓会ではありえなかった夢のような企画を実現することができました。そして、最後はなんと還暦男女みんなでフォークダンス。笑いあり涙ありで最高に感動した一日でした。

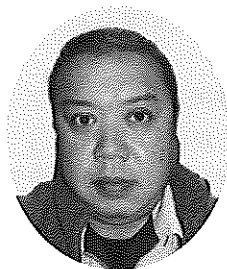
みんなで話しました。60歳代をどのように生きていくか。どんな夢があるか。まず第一に健康であること。家族を大切に、奥さんやご主人と一緒に旅行したり、余暇をゆっくり楽しみたい。まだまだ仕事を頑張るぞ、田舎で晴耕雨読の生活をする、事業を立ち上げるという同窓生もいました。還暦は生まれた年と干支が同じ年なので、生まれたときに戻るといわれています。

私の目標は、60歳にして独立したときに戻る、です。新たな気持ちで再スタート。今まで積み重ねてきた経験や知識知恵を、多くの方に伝えたいと考えています。ホームページを立ち上げたり、自主セ

ミナーを開催したり、夢は大きく膨らむばかりです。今年一年努力し、夢を必ずかなえたいと思います。

最後に、会員皆さま縁起の良い初夢を見られたでしょうか。新たな年のスタート、ますますのご活躍と夢がかなえられますよう、心からお祈りいたします。

年男として・・・



阪南支部
上田 大人

10月末に某先輩から久々の電話。『お願いがあるんやけど・・・』と唐突に切り出された。なぜかピンとひらめき、『文章を作成するのは苦手なんです・・・』と切り返しましたが、断るわけにもいかずパソコンとにらめっこしています。

節目の年には来年の抱負を考えたりしますが、酉年には考えもしなかったので今年は考えよう。

ダイエットはどうか……。この年では『どこか具合悪い？』とか『病気なん？』とかいわれるのがオチ。

読書はどうか……。鞆の中には数冊入っているものの、長続きはしない予感。

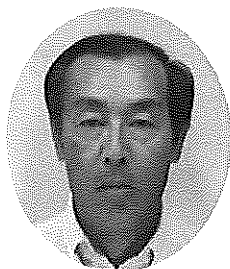
事務所の整理は？ 仕事のファイルやデータをまとめてみるのはどうか。ファイルは棚に置いたまま、データはパソコンに入れっぱなし……。届いたファックスは机の上、封書が届いても中身を確認しない。

この原稿も締切日が分からず、事務局からFAXが届いてあわてて打っています（トホホ）。

今年は事務所の整理をしよう。要らないものは捨てよう！ 一年間、机の上をきれいにしよう！ 過去のデータを整理しよう！



生涯現役土地家屋調査士で！



大阪城支部
高橋 政博

新年明けましておめでとうございます。(と申し上げながら、新年号が年末に届いていましたら、笑ってお許しを)

10月下旬のとある日、事務所の電話が鳴り、女性スタッフが、「調査士会の方からです・・・」

役員を退任してから事務局からの電話は随分久しぶりで、「はて何かと・・・」

聞こえてきたのは寺田女史。「先生、ご無沙汰しております。今日はお願いがありまして・・・」

「ハイ、お久しぶり、なんでしょう？」

「先生、酉年でしたよね・・・」

「新年号の原稿依頼か！」

「そうです、是非お願いします！」

というやりとりがあったのです。

副会長を拝命している際に担当していた中の一つが広報部(現在の社会事業部)でして、会報新年号には当たり年の会員の方々に原稿依頼をするのが慣例となっていました。

事務局から原稿依頼をするわけですが、シャイな方も多く、担当者が困っているのを見て、ヨセバいいのに「ワシが電話したる」といいながら半ば強要で押し付けていたことがよみがえり、「これは断れないなあ～」となっていました。

しかし、いざ原稿となると毎年新年の抱負など考えたこともなく、酉年の典型でバタバタと年末年始を過ごしてきたので何も思い浮かびません。

還暦を迎えて考えますに、人生のほぼ半分を土地家屋調査士として過ごしてきたことは感慨深いものがあります。

入会して初めて支部総会(当時は6支部)に出席したことは今でもよく覚えております。

支部長が本谷進先生、副支部長に稲山充先生、そして武井眞砂夫先生、眞葛良一先生がド〜ンと構えておられて、末廣英也先生、松本充弘先生はまだ中堅といったところでした。

私以上に若い方はいないようで「随分平均年齢の高いところに来たもんだ」「この方たちは現場で測

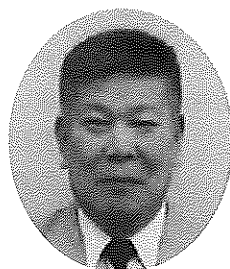
量大丈夫？」と失礼なことを思っていました。

今、自分がそのころの先輩方々の年齢に近づき、追いついた中で回りからはどのように見えているのでしょうか。

これからも土地家屋調査士であることを誇りに思い、現役を貫き通してまいります。

お世話になった先輩、仲間の方々に感謝いたします！

〔時〕の流れ



泉州支部
岡田 重喜

皆さま、明けましておめでとうございます。

当職も大阪土地家屋調査士会に入会し、早くも40と数年が経過しました。

年齢から申し上げますと、今年で6回目の酉年です。今までの間、いろいろな諸問題がありましたが、無事に荒波を乗り越えてきました。現在と比べ開業当時は、測量機器および技術等は全くアナログ的なもので今日のような精密機器等がなく、すべて手計算によるものであり(一部機械式計算機を使用)、トランシット測量の野帳作成する場合も角度の読み取りは拡大鏡を利用して遊標を読み取り、真数表を基に数値を計算したものです。

現在の会員の方々は、すべてデジタル化に伴い、精密機器により、図面作製、文章等の作成は美しく、かつ正確です。

今日に至るまでの技術、科学等の変革が非常に早く進んでいますので、時代のニーズに沿った業務を追求したいと思います。

さて、昭和25年に土地家屋調査士法が制定され、約66年が経過しています。今後も土地家屋調査士としての社会的地位、役割等を認識し、専門職としての能力および資質の向上を図り、誰にでも熟知される制度にしなければなりません。

なお、近年の自由社会を取り巻く環境は大変険しいものであり、業界でもそのニーズ、多様性等は無風状態であります。特にコストの削減が中心となっていますので、希望のある未来へ進行するには制度の改革、充実を図り、会員全体が一丸となって難題

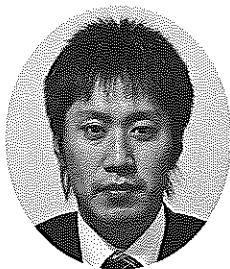
を解決し、職務を遂行したいものです。

口先だけでは容易に終わりますが、実行となれば簡単にできません。

また、未来は政治改革、制度改革等々いろいろなことが発生する可能性があります、土地家屋調査士という資格を職業としての道に進んでいる限り誇りをもって前進することが自分自身であり、かつ、社会に貢献できることと思います。

何事も自分が選んだ職業として粘り強く前進し、活躍の場を広げ、有意義なものにしたいと思います。

将来を見据える年に



三島支部
中 広文

新年あけましておめでとうございます。

昭和56年生まれの年男、今年で登録8年目となります。

入会した当時は、補助者経験がなかったことから、実務でも、また本会や支部の方々との交流でも不安や疑問を常に感じていたことを思い出します。

研修会や親睦事業などを通じてたくさんの方々との交流することができ、自分の心の中にも少しずつゆとりができてきた気がしております。

また、青調会という存在も大きく、新入会員に向けた研修や技術的な研修、比較的若年層の交流もあり、日ごろの率直な思いを意見交換できる素敵な場所だと思っております。

私生活では、登録して以降二人の子どもにも恵まれ、休日は家族サービスざんまいで自分の時間が無いという事態に・・・。

さて、今年の抱負を語る前に、これまで「土地家

屋調査士」として活躍できる場所はどこなのかを模索してきた7年間で確実な答えは未だ出ておりません。

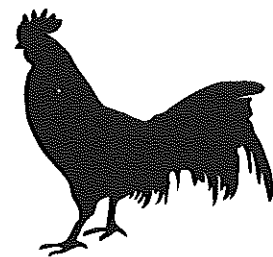
しかし、可能性という面では大いに期待できる要素は多く、登記申請もさることながら筆界特定や地図作製、ADRや空き家対策法への関与などありとあらゆる場面で必要とされている、あるいは必要とされていかなければなりません。

もちろん、その業務を遂行していく上で求められる知識や技術は日々の研さんを積む努力を惜しんではなりませんし、制度発展のためにも尽力しなければならぬと思います。

「きちんとした仕事をして、きちんとした報酬をいただく」という当たり前のことが意外と難しくなっている昨今、正しい道筋はどこなのかをこれからも正面から向き合って考えていく必要があります。

この先10年、20年、30年「土地家屋調査士」として活躍し、家族に飯を食わせていくことが現在の私の目標であり、併せて今年の抱負とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。



土地家屋調査士倫理綱領（第43回・日調連総会制定）

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。



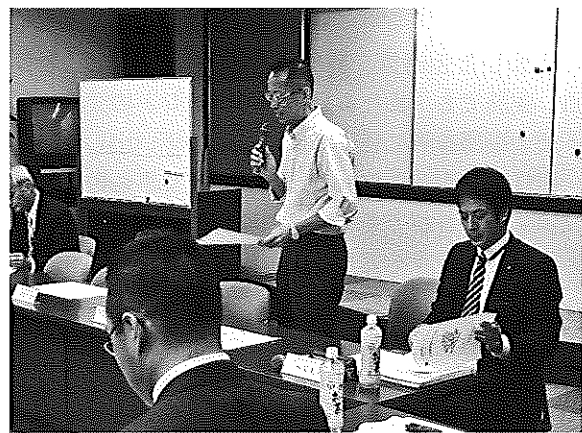
大阪会では3大学6名を受け入れ

本年度の学生インターンシップ

産学交流学術研究委員会との協働で行う「平成28年度学生インターンシップ」が平成28年8月22日（月）から9月2日（金）までの2週間（期間中の土日は休業のため、実質10日間）にわたって行われました。

今年度は近畿大学から2名、摂南大学から2名、近畿ブロック協議会の担当である立命館大学から2名の実習生を大阪会で受け入れました。（参加学生、受け入れ事務所は後掲）参加した中には、大阪会で行っている近畿大学での寄付講座を受講して土地家屋調査士に興味を持って申し込まれた学生もおられ、とてもうれしく感じました。

22日の開講式は和田清人産学交流学術研究委員長の「土地家屋調査士の主な業務」として土地家屋



ダイジェスト講義を行う和田講師

調査士法第3条のダイジェスト講義で始まりました。実習生たちは、初めて聴くであろう業務内容や専門用語にやや戸惑いながらも、真剣な眼差しで講義を聴いていました。

期間中の29日（月）には実習生たちは産学交流学術研究委員の引率のもと、大阪地方裁判所で実際の裁判を傍聴しました。たまたま入った法廷では全国規模の詐欺事件の証人尋問が行われていました。普段生活する上で触れることがないであろう事件を目の当たりにして、実習生たちにとっては良い経験になったのではないのでしょうか。時間が許せば最後



大阪裁判所

まで傍聴したかった思いもありましたが、その後、中間報告会が開催されるため、場所を本会会館に移動しました。

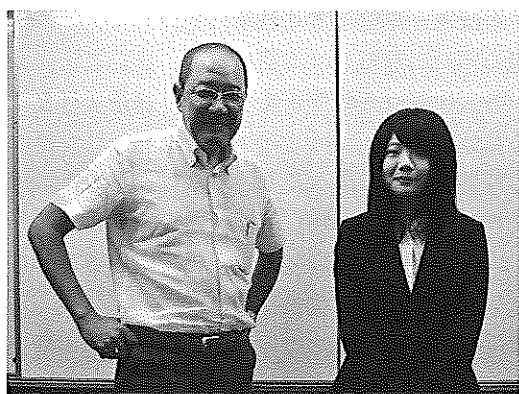
2週間とは短いもので、あっという間に2日の閉講式を迎えることになりました。閉講式では実習生一人ひとりから期間中の業務内容について発表がありました。『隣地トラブルを見た』『名古屋まで出張した』『フルで働くことのつらさを知った』などいろいろな経験をしたようでした。今年は特に暑い夏でしたが、皆良く頑張ったと思います。これを機に土地家屋調査士という仕事を少しでも知ってもらえたものと思います。

(社会事業部理事・藤野 充)



中間報告会

仕事に真摯に取り組む姿勢・信頼関係の重要性を学んだ 実習生と受け入れ事務所からのひとこと



三島支部の加藤眞一会員と
尾崎愛さん(近畿大学)

尾崎 愛(近畿大・加藤眞一事務所)

私は、大和測量設計事務所の方々から2週間お世話になりました。まず、このインターンシップに参加した理由は、寄付講座で土地家屋調査士という仕事を知り、そこから興味を持ち、実際に業務を行っているところを見てみたいと思ったからです。そして、実際に体験してみると、授業だけではわからなかったことがたくさんあったのと、いかに土地家屋調査士の方々が私たちの生活と建築、土木業界で関与しているかがよく分かりました。

業務については、測量では1日で京都と名古屋に行き、測量を見学しました。初日だったので、何か手伝うというよりは見学が多かったのですが、だんだんと手伝えるようになりました。測量でピンを平行に保つのが難しかったです。また、測量は外での業務となるので体力がとても大事だと思いました。私は見学していただけて移動や暑さで疲れてし

まったので、日々それらをこなしている方たちは本当にすごいし、頭が下がる思いでした。他にも境界でもめている所の立会いをしたり、法務局や市役所などあらゆる所へ行きました。

最後に、今回のインターンシップでは、私が見て体験したかった実際の業務だけでなく、働くことの大切さや、物の見方、コミュニケーションの大切さなどたくさんのことが学べました。大変有意義な2週間でした。

★ 加藤 眞一会員(三島支部)

今年で6人目の受け入れです。今回は近畿大学法学部の女子3回生です。

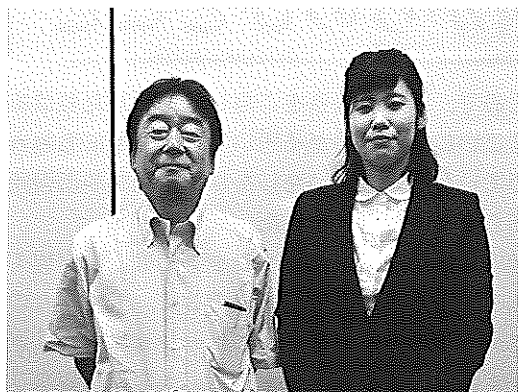
開講式の日、小職のポカでかなり遅れて入りました。寂しそうに待っていていましたが、着席するなり「よろしくお願いします!」と元気なご挨拶をいただきました。寄付講座を受けたということで調査士の制度理解も深く、今年度は楽な受け入れとなりました。趣味は「ビジュアル系ロックバンドのライブ鑑賞」とのこと。見かけによらずすごい趣味なのね……。しかし、ご両親とご同居、バイトはコンビニ以外したことがない、クラブも同好会も入っていないとのこと、何年か前に熱中症になった女子学生がいたのでかなり気を遣いました。

あいにく立会いの物件がなく、初めの5日間は測量補助や書類の作成補助などの軽い仕事しかタイミングが合いませんでした。後半の5日間は立会い

(もめました)、区分建物表題登記の実地調査や申請などを経験してもらいました。また、関連業務で土地家屋調査士が建築土木業界にどのように関与しているかの実地研修も実施できました。

就職先はまだ悩んでいるとのこと。当然、土地家屋調査士という職業選択を勧めました。また、司法書士や税理士などの士業の楽しさをいろいろとお話ししました。是非頑張ってくださいたいです。最終日に事務所のメンバーと懇親会を実施し、「こんなにたくさんの人と一緒に飲むのは初めて」とのこと。すっかり打ち解けてくれて一安心でした。

まだ、インターンを受け入れていない会員は一度で経験いただければとお勧めします。事務所にもいい風になります。職場の雰囲気も明るくなります。ご自身の制度理解も深まります。良いことだらけですので是非ご検討をお願いします。



大阪城支部の玉置広和会員と
益田波香さん(近畿大学)

益田 波香(近畿大・玉置広和事務所)

この夏、土地家屋調査士事務所でインターンシップに参加させていただきました。きっかけは大学で受講した講義で、初めて土地家屋調査士の方に会ったことです。それ以前は調査士という仕事を耳にすることがなく、境界を意識したことなどありませんでした。講義では、境界についてはもちろん、苦手な数学も少し出てきましたが、丁寧な説明のおかげもあり、なんとか乗り切ることができました。そして、そこで得た知識をこのインターンシップで生かすことができました。最初は説明していただいても、現場に行っても知らない言葉や分からないことが溢れていました。緊張もあり、あまり質問もできませんでした。しかし、空いた時間や現場へ向かう道中でお借りした本を読んだり、実際の建物を見ながら説明してもらえたことで、次第に理解できる内容が増えていきました。

本当に毎日、現場や話し合いの席に連れて行ってもらい、土地家屋調査士という職業の大切さや大変

なところも知りました。そして、これから始まる就職活動に向けてアドバイスもたくさんいただきました。社会人としての姿勢やマナーなど、社会に出たときにあまり教えてもらえないだろうことを学べたことは貴重な経験です。

最後になりますが、2週間という短い期間でしたが、本当にお世話になりました。事務所の方からたくさんのことを学ぶことができました。また、会いに行かせていただきます。

★ **玉置 広和**会員(大阪城支部)

益田君、お疲れ様でした。

2週間、アツという間でしたね。毎日現場でどうでしたか。楽しかったですか。当事務所は楽しかったですよ。

益田君はとてもすごかった。私も長いこと仕事をしてきました。その中でも益田君はやるね。初めての現場、何も分からない状態で始めたにもかかわらず1週間で把握し、次の1週間ですべてを理解して、てきぱきと手伝ってくれました。

仕事の流れの理解度は素晴らしい。長いことインターンの人を受け入れてきましたが、益田君はとてもやるねー。

君の特技、漁船に乗っても酔わない。魚をさばける。これはすごい。自慢してください。私はとても無理。人生は人と人のつながり。世の中いろいろな人がおりますが、負けたら駄目よ。

最後に、あなたのホッとした感じがとても良かったです。

Have a nice time.



大阪城支部の中林邦友会員と
落合真菜さん(摂南大学)

落合 真菜(摂南大・中林邦友事務所)

私は、今回のインターンシップで初めて土地家屋調査士という仕事を知りました。このインターンシップに参加したきっかけは、昨年に宅建の勉強をしていて不動産業界に興味があったからです。

1日目から10日目まで、毎日が新しい発見の連続でわくわくしていました。私は一度だけ簡単な測量の現場に行かせていただきました。測量の機械を取り出して、現場を測っていくのですが、私は初め何をしているのか分かりませんでした。しかし、中林先生に測量のやり方や私が質問したことに対して、とても優しく教えていただきました。測量をした現場はマンションを建てる予定で、1ヶ月に1階を建てるペースで進んでいくと聞いたときに私はすごく驚き、つい「え！ そんなに早く建つんですか!？」と少しいつもより大きな声で聞き返してしまいました。同時に、自分はまだまだ世間知らずだなと思いました。現場がない日などは、基本は事務所で書類の確認、法務局、公証人役場、市役所、デベロッパー公社の同行などをさせていただきました。書類の確認は法務局に提出する書類でミスは許されないので何度も何度も確認しました。

これは全く調査士の仕事と関連しないのですが、私は将来どういう職種に就きたいかをまだ決めていないので、中林先生のご厚意で資格を持っているさまざまな社会人の方たちに話を聞く機会を与えていただきました。いろいろ話を聞く中で、資格業に興味を持つことができました。その際、中林先生の人脈って本当に素晴らしいなと思いました。

いろいろな先生が口々におっしゃるのが、人脈は作るものではなく、自然とできるものだということです。改めて人と人とのつながりは素晴らしいなと思いました。

最後に、10日間のインターンシップはすごく短かったですが、本当に貴重な体験をさせていただきました。中林先生、中林事務所の皆さまには本当に優しくしていただき感謝しきれない限りです。この経験を生かして、残りの大学生生活をしっかりと頑張りと、また、中林先生に良い報告ができるように就職活動を頑張りたいです。

★ 中林 邦友会員（大阪城支部）

ここ数年連続で、トータルで10人ほどのインターンシップ学生の受け入れをしていますが、毎年「今年の学生さんもまじめな子だなー」という印象を持ちます。今年の学生も例年にも増してまじめな明るい学生でした。

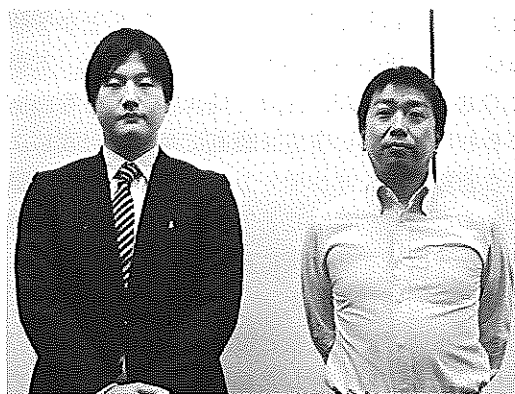
今の学生は、われわれが学生だったころの学校に行かないのが当たり前の不勉強学生と違い、本当によく学校に行き、授業を受けています。

ですから、毎日が夏休み状態だった私などとは違

い、夏休みは期間が決まった、本当に大切な休日です。その大切な夏休みの後半2週間、インターンシップに来る学生は、そのことだけで、「違うなー」と感じてしまいます。ですから毎年、調査士の実務を見てもらう、不動産登記法について話をする以外にできるだけ他の士業や企業に勤めている知人に、学生時代に将来の準備はどのようなことをしていたか、今の仕事に就いたキッカケはどんなことか、仕事をしていてうれしいことや嫌なことはどんなことか、など話をしてもらう場を持ちました。

当初は他士業者の事務所や企業の応接室で話を聞くということに緊張して、メモを取るのが精いっぱい感じでしたが、だんだん慣れてくると自分から質問したり、会話のキャッチボールができるようになり、最終的には「資格を持っている強みが分かってきました」と話していました。資格を目指すなら、是非土地家屋調査士も前向きに考えてほしいのです。

毎回インターンシップ受け入れの準備をくださる役員・委員会の皆さま、ありがとうございます。この事業は大変有意義な事業だと思います。次年度以降も是非継続してください。お疲れ様でした。



大阪城支部の中村章吾会員と
山本寛さん（摂南大学）

山本 寛（摂南大・中村章吾事務所）

今回のインターンシップを通じて貴重な体験をさせていただき、ありがとうございます。土地家屋調査士という職業は普段聞くことのない単語だと思います。しかし、必要で不可欠な仕事であると知り、自分が持つ価値観が変わっていくことを感じる事ができました。

登記と聞いて、私は抵当権等の権利に関することしか学びませんでしたが、そもそもその土地がどんな用途で使われていて、どれほどの大きさなのか、どこにあるのかが分からないと権利を行使できず、表題部を扱える調査士が居て登記が機能するんだと、根本的なところに気が付いていませんでした。

そこに魅力を感じて興味を持ちました。しかし、作業着を着て測量をすることに対して良いイメージはありませんでした。肉体労働という言葉が頭から離れませんでした。それも実際に現場に同行させていただき、境界標の設置や住民の方との立会い等の経験を通し、事務仕事も外での仕事も人の役に立っているんだと感ずることができ、これも魅力の一つだと思います。

そして最後に一番良い経験だと感じたことは、先生方がとても優しく、向上心もあり、博識で尊敬できることに加えて、仕事を楽しんでいることが私の心を揺さぶりました。事務所の雰囲気も非常に良く、調査士はどうあるべきかという考えも聞かせていただき、測量し、登記を申請するだけではなく、一人ひとりに全力を注ぐ先生方はとても格好良く、調査士という仕事に憧れを抱くほどになりました。2週間では学び足りず、もっと経験したかったです。

★ 中村 章吾会員（大阪城支部）

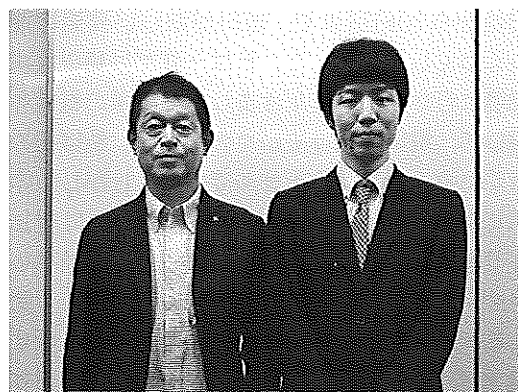
今年初めてインターンシップ生を受け入れ無事終了できたことに、まずは、ホッとしております。

受け入れ当初は、土地家屋調査士とはどういう職業であるのか、必死にアピールをしてなんとか理解してもらおうに腐心していました。もちろん、大事なことでありますが、元々土地家屋調査士を目指しているわけでもない学生が真剣に業務を吸収しようという姿勢から、インターンシップとは職種の魅力を伝えることも必要なことですが、将来どんな職業に就くかを選択する非常に重要な役割であることを教えられたと感じました。

この期間を通じて、社会とはどういうところなのか、そして自分自身何をしたいのか、何ができるのか、この疑問を解決するのに少しでもヒントを与えることこそがインターンシップの意義であると認識しました。

今後もインターンシップ生を受け入れ、その学生が就職先でミスマッチが生じることなく、キャリアを積んでいくことを切に願います。

また、来年素晴らしい学生との出会いが、今から待ち遠しい限りです。



泉州支部の藤田嘉宣会員と
早野智司さん（立命館大学）

早野 智司（立命館大・藤田嘉宣事務所）

このたび、土地家屋調査士のインターンシップを受講させていただき、2週間、岸和田市の藤田嘉宣先生の事務所にお世話になりました。

この「土地家屋調査士」という仕事は、2年前の寄付講座を受けさせていただいたことをきっかけに知りました。その講義内では土地家屋調査士の先生方がなさっている業務について講義をしていただいたのですが、その講義を通して、デスクワークが中心で法律の知識が必要な仕事であるというイメージを持っていました。しかし、今回、実際の仕事の一部を体験させていただいて、そのイメージが変わりました。もちろん、過去の登記情報を調査する作業はあるものの、デスクワークが中心というわけではなく、現場へ足を運び、現地を測量することや関係者の方々と打ち合わせをすること、それらの準備を行うに当たって、情報収集のためにさまざまな場所へ行くことも含めて土地家屋調査士の仕事であるのだと気付きました。このように実際に体験させていただかなければ、仕事内容の全体を知ることはできませんでしたので、今回のインターンシップはこの仕事について改めて学ぶ貴重な機会となりました。

お世話になりました藤田先生には、お忙しい中、現場のみならず、官公署や不動産会社をお伺いさせていただく際に同行させていただき、この仕事における人と人との関係や相互の信頼関係の重要性を学ばせていただきました。また、土地家屋調査士の仕事についてだけでなく、働く上で社会に求められることや仕事に真摯に取り組む姿勢、人とのコミュニケーションの取り方とその難しさを学ばせていただきました。このような学ばせていただいたことは、今後の学生生活でも、また、どのような仕事をするに当たっても、自分を高める技術であると思います。今回のインターンシップで先生方にお教えいただいた知識や技術を自分のものにし、使いこなせるように努力していきたいと思います。

★ 藤田 嘉宣会員（泉州支部）

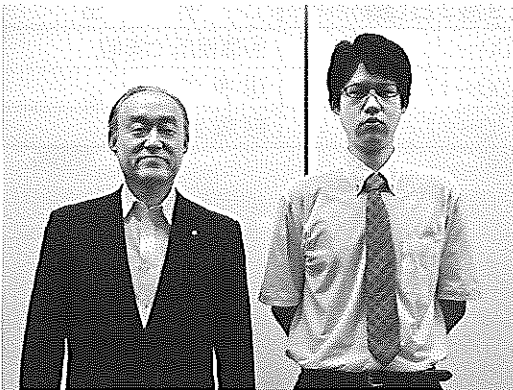
今回で、2回目のインターンシップ受け入れとなりました。今年は立命館大学政策科学部3回生の男子でした。色白の素直な顔にニキビがちらほらで細い体型。趣味は写真に音楽鑑賞。クラブはガーデニングクラブ（少しはアウトドア？）・・・

彼はこの猛暑の現場に耐えうるのだろうか？ よーし、引きずり回して2週間後には真っ黒にして、逞しくしてやろうと心に決めました。しかし、はてさて、何を教えようか？ 事務所の補助者とのコミュニケーションも含めどうすればいいのだろうか？ 少しばかり悩んでいましたが、そんなことは何も心配する必要はありませんでした。通常通りの仕事を一緒にしながら、彼の明るい人なつっこい性格ですぐに心が通ったように思います。

最初の大きな経験は、土地分筆登記完了の納品と集金、また、隣接地主からのクレーム（質問）に対する説明でした。勘違いから起こる行き違いがあること。誠心誠意説明をすれば、きっちり理解してくれること。手続きが無事完了したことに対して依頼者からの感謝の言葉、その対価等、土地家屋調査士だからこそできる社会貢献と特性を体験してもらったと思います。

その中で、彼に言い続けたのは、土地家屋調査士がする仕事は、依頼者の持つ土地の歴史を登記簿に刻むことのできる、社会と人にとってなくてはならない大切な仕事であるということ。だからこそ、依頼者、利害関係者の方の気持ちと目線を合わせるのがとても大切であるということでした。

法務局で自宅の旧土地台帳、公図、和紙公図（無理をお願いして原本を見せてもらいました。）、地番図、すべて早野家の歴史が刻まれていることを実感してもらったと思います。気持ちの良い2週間を過ごさせていただきました。



阪南支部の神寶敏夫会員と
文野貴司さん（立命館大学）

文野 貴司（立命館大・神寶敏夫事務所）

8月22日から2週間、猛暑日の続く中でインターンシップを受講しました。インターンシップの形態としては、現在土地家屋調査士として活動しておられる先生の下、参加学生が土地家屋調査士の仕事を実習するというものでした。また、大学で土地家屋調査士の先生方が行っていた寄付講座を履修していたので、土地家屋調査士の業務内容やその資格の存在する意味等、ある程度のことは座学で把握していました。

しかし、実習期間が始まると、土地家屋調査士の業務は座学で知るところの主な業務から細分化ないし複雑化したように感じ、驚くことも非常に多くありました。例えば、ひとくちに表題部の登記といってもその手続きや各書類の有無は案件ごとにさまざま、講義内では聴いたことのない書類が要件に加わることもありました。業務を遂行するために、場合によっては地域の自治体ごとの要綱の差までもがこれに影響し、その都度に臨機応変な対応が求められることもありました。

機器を用いて調査・測量するときは、現場の立地や気温も含めた状態をかんがみて誤差を限りなくなくすようにしました。これらの経験を経て、調査士は法の定めにより「公正かつ誠実に」業務を遂行しなければならず、依頼者のため、ひいては社会のために業務を行うことが要請されるという座学で感じたことを、改めてより生々しく立体的に感じる事ができました。ご協力いただいた先生と事務所の方々、調査士会の方には感謝しています。

★ 神寶 敏夫会員（阪南支部）

今年のインターンシップ生の文野君は立命館大学で政策科学を専攻され、将来は法学部を目指すことや土地家屋調査士の資格取得を考えていること、大学での課題の処理の仕方では研究する資料書籍が図書館で他の学生と重なり入手しにくくなることを考え、他の学生と違う課題の選択をしていること等を伺い、積極性と聡明さを感じました。

体験していただいた土地家屋調査士の実務は、いろいろな業務があることを理解していただくため、今回は10日間に役所調査、法務局調査、建物現場、土地現場、図面作製、申請書作成、その他内業などでした。調査士の業務は多岐にわたり、案件もいろいろのため、飽きることがないと感じていただけたのではないかと思います。

現場での測量は当然初めてで、体験いただいた現場の中には足元が悪く草木が茂っており、虫や大量

の蚊に遭遇し、戸惑われながらも、一生懸命さが伝わってまいりました。

法務局、役所等での資料収集時における専門知識の必要性、現場測量で測量の知識や技術の必然性はさることながら、忍耐強さとコミュニケーション能力の必要性も理解いただけたと思います。

最終日はいつも使っている事務所の維持管理の重要性の理解のため、トイレ掃除をして終わっていただきましたが、嫌な顔ひとつせずいきなり仕上げていただきました。

当初は、少々緊張もあり、おとなしい印象の文野君でしたが、打ち解けてゆくに連れ、種々の話題に自身の意見を交えながら対応でき、また、自らも話題提供をされていました。受講期間中は毎日、自主的に開始時間の30分前に事務所に出て来られ、その受講態度も良好でした。さらに大学での講義や予習の予備知識も豊富で、事務所の説明に対しての理解が早く、それぞれの実務体験もスムーズに行え、事前の印象以上でした。

法学部でもない文野君の口から法学の意味でのパンデクテン（※）という単語が出てきたときは、懐かしさもあってか雑談が盛り上がり、事務所のスタッフにも気に入られ、例えば実際の業務処理としての申請書作成を本来のパソコンでの作成ではなく、試験を想定して手書きでする時間を設けたりしていました。

短い間でしたが、印象に残る10日間でした。文野君の土地家屋調査士を目指すという目標の成就を含め、今後の充実した人生を祈るとともに、将来われわれ調査士の仲間となり活躍されることを願うところです。

最後に、そのような楽しい未来に通じる活動をお世話いただきました本会の役委員の皆さま、お疲れさまでした。そしてありがとうございました。

（※）ローマ法大全の主要部分である学説彙纂^{がくせついさん}を指すドイツ語。近世以降、パンデクテンを基礎として発展した現代の法という意味で、パンデクテン法の語が用いられた。

インターンシップ受講生と受入先事務所

学 生	大 学	受入先事務所
尾 崎 愛	近畿大学	加藤 真一（三 島）
益 田 波 香	近畿大学	玉置 広和（大阪城）
落 合 真 菜	摂南大学	中林 邦友（大阪城）
山 本 寛	摂南大学	中村 章吾（大阪城）
早 野 智 司	立命館大学	藤田 嘉宣（泉 州）
文 野 貴 司	立命館大学	神寶 敏夫（阪 南）

平成28年度学生インターンシップ日程

8月22日(月)	学 生
10:00~11:30	土地家屋調査士講座 (ダイジェスト版)
11:30~	開 講 式
11:35~	会長挨拶
11:45~	自己紹介
12:00~	対面式（昼食手配）
13:00~	解散 各事務所で実習

8月22日(月)~26日(金)	学 生
9:00~17:00	各事務所で実習

8月29日(月)	学 生
9:00~11:30	各事務所で実習
13:15~	大阪地方裁判所集合
13:20~	空き法廷で説明
	法廷傍聴
14:00~15:00	調査士会館へ移動
15:00~17:00	中間報告会・解散

8月30日(火) ~9月1日(木)	学 生
9:00~17:00	各事務所で実習

9月2日(金)	学 生
9:00~	各事務所で実習
16:00~17:30	閉 講 式
17:30~	懇 親 会

近ブロゴルフ大会 大阪会惨敗

第31回近ブロ親睦ゴルフ滋賀大会 大阪会冴えず！来年こそ雪辱を



前夜祭林日調連会長のスピーチ

平成28年9月5日(月)、滋賀県栗東市の「ジャパンエースゴルフ倶楽部」で恒例の土地家屋調査士会近畿ブロック協議会主催の親睦ゴルフ大会が開催されました。今年は滋賀会が主催です。

前日の9月4日(日)午後6時から滋賀県草津市内の「クサツエステピアホテル」で、日本土地家屋調査士会連合会の林千^{ちとし}年会長を迎えての前夜祭が行われました。本年度近畿ブロック協議会会長のわ

が大阪会加藤幸男会長をはじめ多数が参加し「近畿は一つ」のスローガンのもと、盛大なパーティーとなりました。台風の影響を懸念しながら、滋賀の夜を満喫いたしました。

翌日のゴルフ大会です。朝は雨だったのですが、参加者の執念からかティーアップ時には晴れとなり、全参加者58名、IN・OUTに分かれてのスタートになりました。

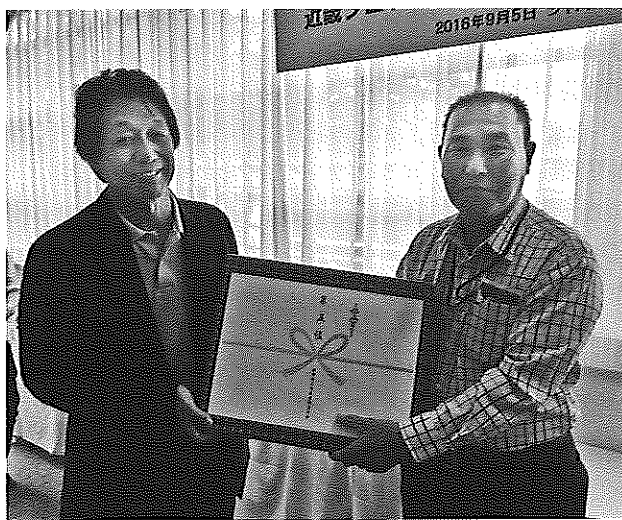
距離のある名門コースで湿気を含んだ重いグリーン、コースもタフで各参加者は悪戦苦闘。きれいなキャディさんたちに慰められながら、雨に合わずに何とかホールアウトできました。結果、竹本貞夫本会監事が最高で5位、雨宮國彦会員(三島支部)が9位、小職が33位、加藤会長が36位、井上直次副会長が37位という結果でした。残念ながら団体は優勝奈良会、準優勝兵庫会、3位京都会で、大阪会は歯牙にも掛からず…。

来年は奈良会主催です。大阪会会員のゴルフ愛好者の方々、来年は是非リベンジをお願いします。

(三島支部長・加藤 眞一)



近ブロ加藤会長(左)から優勝奈良会に



竹本監事(右)5位入賞

恒例の輪投げコーナーは大にぎわい

北支部広報「北区民カーニバル」に参加 境界クイズを用意しPR強化を実感



北支部は、平成28年10月16日(日)に大阪市北区の「扇町公園」で行われました「北区民カーニバル」に今年も参加しました。運動会とお祭りを一緒にしたような、子どもから高齢の方まで幅広い年齢層が参加するイベントです。秋晴れの中、多くの人で楽しくにぎわい、盛大に開催されました。これで3年連続での参加となります。

過去2年は、秋とは思えぬ真夏のような日差しで大変でしたが、今年はそれほどの暑さでもなく、良いコンディションの中で行うことができました。土地家屋調査士のブースを設け、毎回大好評の輪投げゲーム、広報啓発グッズの配布、無料相談コーナーを設置しました。また、カーニバルに参加する20の地元地域の方に広報グッズと広報冊子を参加させていただいたことに関するお礼と広報を兼ねて渡させていただきました。

今年も輪投げコーナーは大盛況でした。開始から終了するまで長蛇の列となり、子どもを中心に多くの区民の方とふれあうことができました。また、土地家屋調査士のリーフレットやボールペンなどの広報グッズを配り、調査士をPRしました。加えて今年は土地家屋調査士の広報ラベル入りのポケットティッシュを1,000個作成し、参加者の皆さまに手渡しで配布しました。境界プレートや金属鋏、プラスチック杭なども展示しましたが、興味を示していただいた方も結構多く、質問に答えたり、業務についての説明をさせてもらったりと、有意義な広報活

動もできました。

さらに今年から境界に関する簡単なクイズに答えてもらうといった趣向も用意しました。当たると景品がもらえることもあって、多くの方に取り組んでいただけました。ただ単純にPRするだけでなく、こういった工夫を凝らした取り組みで興味をもってもらうというのも良かったと思います。次年度以降ももっともっと興味をもてただけのような、さらにおもしろいものと考えていければと思います。

ただ今年は支部会員の参加人数が例年に比べて少なく、これらの対応に休む暇もないほどで、かなり大変だったりもしましたが、参加したメンバーは大変満足のいく一日だったのではないかと思います。さらに工夫を重ね、これからも参加していければと考えております。

(北支部広報担当副支部長・奥田 祐次)



第16回葉月の会が開催されました



平成28年11月11日(金)、12日(土)の延べ2日にわたって、第16回「葉月の会」を開催しました。正確には、「ワイドエリアネットワーク「葉月の会」」というのがこの協議会の名称です。

北から南へ順に、札幌会、宮城会、神奈川会、愛知会、大阪会、高知会、福岡会の7つの単位会で構成されており、当番会(ホスト会)は各単位会から協議に付したいテーマを募り、各単位会は当番会へテーマを提出し、当番会はそれらを取りまとめて各単位会へ再び通知し、各単位会は当番会へテーマに対する回答や出席者について回報するというシステムで運営されているようです。

私は常任理事3期6年目にして初めての出席、さらに今年の当番会は大阪会ということになっていますので、この協議会の会議の様子がまったく想像できないまま、過去の会議に出席された先輩諸兄に当時の様子を伺いつつ、担当責任者としてその準備に取り掛かりました……。まあ、なんとかなのでしょう(なんとかなってほしい)。

さて、11日(金)午後2時から初日の会議が始まりました。各単位会から事前に提出された協議事項(テーマ)は8つありましたので、1日当たり4つ進めていけば良いというもくろみです。網紀事件の状況、会員指導の在り方、公共事業の受託体制、建物所在図の備付け……。各単位会から提出されたテーマはどれも重く、どこの会も同じようなことで悩み、問題を抱えているのだなあということが分かります。私の役割は司会進行役ですので、時計を見ながら時間配分を考え、意見や質問を引き出し、テーマによっては大阪会としての意見や質問を述べる……。会議の冒頭は慣れない役目に緊張していましたが、各単位会の皆さんが時折方言や笑いを交えて一生懸命に説明しているのを聴いていると、

徐々に緊張がほぐれ、進行の要領がつかめてきました。途中で休憩をはさみ、初日は予定より1つ多い5つのテーマを終えることができました。

会議終了後は、大阪市中央区の本町通りにあるホテル「シティプラザ大阪」に会場を移し、懇親会を行い、次の開催地である高知会の谷相恒行会長が乾杯の発声をされました。約2時間の食事と談笑の後、いったん中締め。全国から遠路はるばる大阪へお越しいただきましたので、出席者のほぼ全員が2次会へと繰り出します。そこは加藤幸男会長がよくご存じのお店で、会長自ら終始カウンターに入り、皆さんへ水割りを作っていました。また、お代わりのお酒をてきぱきと作る姿に驚きました。会長、似合いすぎです(笑)。

一夜明けて2日目は、午前9時から正午までが会議日程です。低廉な報酬の是正、支部会費の徴収、今後の会員数の減少への対応という、3つのテーマに取り組みます。昨日に比べ、進行上での気持ちの余裕はあるのですが、いずれもテーマがテーマだけに時間配分に一層注意しました。各単位会からお越しの執行部役員さんたちですので、私が困っているとうまく助け船を出してくれました。会議の終了後、タクシーに分乗して、大阪駅近くの料理店で懐石料理をいただき、2日間を振り返りつつ、締めくくりました。

以上のようにして、8つのテーマについての会議が無事に終了しました。各単位会には、地理的要因や環境、会員数の多少等、置かれている立場は異なりますが、いずれの問題もたどっていくと、根っこの部分には報酬額の問題と土地家屋調査士の倫理の問題があるのではないかと個人的に感じました。会を預かる役員の一人としましては、問題点とその処理には、さまざまな方法や考え方があることに気付かされ、大いに刺激を受け、勉強になりました。最後になりましたが、協議会に出席していただいた7つの単位会の24名の皆さんに厚く御礼を申し上げ、協議会開催の報告とさせていただきます。

(総務部長・高橋 成季^{しげき})

相談実施規則・実施規程の制定

大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規の一部改正

平成28年9月27日開催の第3回理事会で相談実施規則・実施規程の設置が、大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規の一部改正が提案され、それぞれ平成28年10月1日から施行されました。

大阪土地家屋調査士会 相談実施規則

平成28年9月27日制定

(目 的)

第1条 この規則は、大阪土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が実施する各種の相談事業を適正かつ円滑に運営することにより、土地家屋調査士に対する国民の信頼と要請に応え、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与すべき使命を達成することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次のように用語を定義する。

- 2 「他団体」とは、国、自治体の機関又は他の団体等をいう。
- 3 「相談事業」とは、本会が実施し又は他団体からの要請又は契約により、相談員を派遣して行う土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号に規定する事務に係る各種の相談に関する事業をいう。
- 4 「本会主催相談事業」とは、本会が行う相談事業をいう。
- 5 「他団体主催相談事業」とは、本会が他団体からの要請又は契約に基づき相談員を派遣する相談事業をいう。本会が他団体と共催する場合は、「他団体との共催相談事業」という。
- 6 「相談会場」とは、相談事業を実施する会場をいう。
- 7 「相談員」とは、会長が相談事業に適していると認める会員をいう。

(相談事業の運営)

第3条 本会は、土地家屋調査士法、関係法令、この規則、別に定める大阪土地家屋調査士会相談実施規程（以下「相談実施規程」という。）及び相談に関して定める他の諸規程に準拠し、相談事業（他団体主催相談事業又は他団体との共催相談事業を含む）を運営するものとする。

2 本会は、他団体主催相談事業又は他団体との共催相談事業を運営する際には、他団体からの要請及び他団体との契約に基づいて運営する。

3 理事会は、相談事業の実施及び所管する業務部を決定する。

4 前項により所管を決定された業務部は、相談事業を実施するにあたり、会長の承認を得て相談実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）を定めることができる。

5 理事会は、第3項の所管する業務部を変更することができる。

(相談会場)

第4条 本会は、相談会場が、相談者のプライバシーや人権保護に配慮し、相談しやすい環境となるように配慮しなければならない。

2 本会は、他団体が運営する相談会場を使用するにあたり、他団体と協議のうえ使用方法を確認し、相談員に使用方法を遵守させなければならない。

(支部への委嘱)

第5条 会長は、理事会の承認を経て、相談事業の実施につき、その全部又は一部を支部に委嘱することができる。

2 前項により会長から相談事業を委嘱された支部は、この規則、相談実施規程及び相談に関して定める他の諸規程に準拠し、相談事業を運営しなければならない。

3 会長は、支部に委嘱した相談事業の実施・運営の内容について、支部長に説明を求めることができる。

4 会長は、相談事業実施の委嘱を受けた支部がこの規則、相談実施規程及び相談に関して定める他の諸規程を遵守していないと認めるときは、理事会の議決を経て、委嘱を取り消すことができる。

(広 報)

第6条 本会は、相談事業を実施、推進するための対外広報に努めるとともに、これらの運営につき必要な措置を講ずる。

(相談員の登録等)

第7条 本会は、相談事業ごとに相談員として登録した名簿を作成しなければならない（以下、当該名簿を「相談員名簿」という。）。

2 本会は、次に掲げる事項のいずれかに該当する会員については、相談員名簿に登録することがで

きない。

- (1) 土地家屋調査士登録後、満1年を経過していない者
- (2) 土地家屋調査士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日の翌日から5年を経過していない者
- (3) 土地家屋調査士法第42条第1号の懲戒処分を受けている場合は、その処分の日の翌日から1年を経過していない者
- (4) 土地家屋調査士法第42条第2号の懲戒処分を受けている場合は、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過していない者
- (5) 土地家屋調査士法第42条第3号の懲戒処分を受けている場合は、その処分の日の翌日から5年を経過していない者
- (6) 土地家屋調査士法第43条の規定により土地家屋調査士法人が解散又は業務の全部の停止の懲戒処分を受け、その処分の日の翌日から3年を経過していない場合に、その処分を受けた日以前30日以内にその社員又は使用人土地家屋調査士であった者
- (7) 土地家屋調査士法第56条の注意勧告処分を受けている場合は、注意勧告の日の翌日から1年を経過していない者
- (8) 本会会則第87条に定める会費を滞納し、本会からみなし退会予告の催告を受けた場合は、会費滞納が解消された翌日から6カ月を経過していない者
- (9) 前号の規定は法人会員が催告を受けた場合に、その社員又は使用人土地家屋調査士である者に準用する。
- (10) 第9条第3項第3号及び第4号により、相談員名簿から抹消された日の翌日から1年を経過していない者
- (11) その他、会長が相談員としてふさわしくないと判断した者

3 会長は、この規則に加えて、理事会の承認を得て相談員の登録基準を特別に定めることができる。

(相談員登録の停止)

第8条 会長は、法令、会則、この規則をはじめ本会の各規則及び各規程に違反する行為（以下「違反行為」という。）があり、相談員としてふさわしくない事由が認められる土地家屋調査士会員に対し、3年以内の一定の期間を定め、相談員登録

停止の処分をすることができる。ただし、違反行為は、相談員登録停止の処分前2年以内の行為に限る。

- 2 会長は、法人会員に前項の違反行為があった場合、処分のときに違反行為をした社員又は使用人土地家屋調査士（以下「処分対象社員等」という。）が当該法人会員に所属していなくても相談員登録停止の処分を行うことができる。また、処分後に、法人会員から処分対象社員等が脱退しても、相談員登録停止の処分は取り消されない。

(相談員名簿の登録更新・変更及び登録抹消)

第9条 本会は、相談員名簿を、年1回以上更新するものとする。

- 2 相談員は、第10条第1号から第5号の相談員名簿の記載事項に変更が生じた場合、本会にその記載事項の変更を申し出なければならない。
- 3 本会は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、相談員名簿から相談員を抹消しなければならない。
 - (1) 本会会員でなくなったとき
 - (2) 第7条第2項第2号から第9号のいずれかに該当するに至ったとき、または該当していることが判明したとき
 - (3) 相談当日に無断で欠席し、又は3回以上の遅刻や早退があること
 - (4) 相談員としてふさわしくない行為があり、相談員登録が相当でないと会長が認めたとき
 - (5) 名簿に登録されている会員から、名簿の登録を抹消するよう理由を付した書面で申し出があり、会長が認めたとき

(相談員名簿記載事項)

第10条 相談員名簿の記載事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名（ただし、土地家屋調査士名簿に職名の記載を受けた者は、その職名）及び生年月日
- (2) 事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- (3) 登録番号
- (4) 土地家屋調査士法第3条第2項第2号で定める認定の有無と有る場合はその番号
- (5) 境界問題相談センターおおさか相談員候補者名簿、筆界調査委員候補者被推薦者名簿の登録の有無
- (6) その他、会長が相当と認めた事項

(各相談事業における相談員の割当て)

第11条 本会は、相談員名簿に従い、相談事業ごとにその日程に合わせて相談員を割当てた相談員

割当表を作成しなければならない。

- 2 相談員は、割り当てられた日程で相談に対応しなければならない。
- 3 本会は、第12条第7項により相談員から連絡を受けたときは、相談員名簿の中から他の相談員を速やかに割り当てなければならない。
- 4 本会は、前項における割当てに時間的な猶予がなく、できないと判断したときは、相談会場に出向し、相談員による対応ができない事情の連絡をしなければならない。

(相談への対応)

- 第12条** 相談員は、相談にあたって、品位を保持し、公正な立場で誠実に対応を行うものとする。
- 2 相談員は、土地家屋調査士法及び他の関係法令、この規則、相談実施規程及び相談に関して定める他の諸規程に則り相談を行う。
 - 3 相談員は、相談者の相談の趣旨、内容を的確に把握し、問題の論点を整理して説明し、相談者の理解を確認しつつ相談に応じるように努める。
 - 4 相談員は、相談事案が土地家屋調査士法第22条の2の業務を行い得ない事件に該当することが判明した場合、相談を中止しなければならない。
 - 5 相談員は、相談事案が相談事業に適しないと判断したときは、他の適切な相談機関を紹介する等、相談者が権利保護に必要な措置を講ずる機会を失うことがないように留意しなければならない。
 - 6 相談員は、相談者から提供された資料の謄写等を行い、持ち帰ってはならない。
 - 7 相談員は、前条第2項で割り当てられた日程に事故等があり対応できないときは、相談事業に支障がないように速やかに本会へ連絡しなければならない。

(守秘義務)

- 第13条** 相談員は、相談によって知り得た情報を他に漏らしてはならない。相談員でなくなった後も同様とする。

(依頼勧誘の禁止)

- 第14条** 相談員は、相談者に対して、自己、特定の土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）もしくは弁護士（弁護士法人を含む。）又は特定の個人、法人若しくは団体に事件処理を依頼するよう勧誘、誘導してはならない。
- 2 相談員は、相談終了後、相談員の側から当該相談者に接触を図ってはならない。

(土地家屋調査士の紹介)

- 第15条** 相談員は、相談事業において相談者が土地

家屋調査士の紹介を希望する場合、必ず本会の会員紹介センターを紹介しなければならない。相談員は、直接他の土地家屋調査士を紹介してはならない。

- 2 本会は、相談者から前項の紹介要請があった場合には、速やかに会員紹介センターに事務手続きを行わせるものとする。

(特別に相談者が希望した場合の受任受託)

- 第16条** 相談員は、前条の規定に関わらず、相談者が当該相談を担当した相談員に対し、相談の継続あるいは事件処理の依頼を希望した場合であっても、前条第2項及び相談実施規程に定める場合を除いて相談者との間で契約を締結してはならない。

(相談員の協力義務)

- 第17条** 相談員は、本会が主催し又は協賛、後援して行う各種の相談事業及び相談員派遣事業に協力しなければならない。

(規則の改廃)

- 第18条** この規則の改廃は、理事会の決議を要する。

付 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

大阪土地家屋調査士会 相談実施規程

平成28年9月27日制定

(趣 旨)

- 第1条** この規程は、大阪土地家屋調査士会相談実施規則（以下「相談実施規則」という。）の規定による相談事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

- 第2条** 本規程で用いる用語の定義は、特に断りのない限り相談実施規則で用いる用語と同様とする。

(相談事業の実施)

- 第3条** 本会は、本会主催相談事業として、大阪法務局登記相談室を運営する。
- 2 本会は、他団体主催相談事業として、大阪法務局筆界特定振分相談所に相談員を派遣する。
 - 3 本会は、新たに相談事業を実施する場合は、相談実施規則第3条第3項により、理事会の承認を要する。

4 本会は、相談事業が一度限りで、少人数の相談員の派遣にとどまる場合は、前項にかかわらず、理事会の承認がなくても相談員を派遣できる。

(相談員名簿等)

第4条 本会は、相談実施規則第7条第1項による相談員名簿を相談事業の名称を付して別紙(1)様式により作成し、相談員の登録、登録の停止、更新、変更及び抹消の事務を行う。

2 本会は、相談実施規則第11条第1項による相談員割当表を別紙(2)様式により作成する事務を行う。

(相談受付票、相談票)

第5条 相談員は、本会主催相談事業の終了後、別紙(3)様式の相談受付票、別紙(4)様式の相談票に所定の事項を記入して本会に提出し、本会が管理しなければならない。

2 相談員は、他団体主催相談事業あるいは他団体との共催相談事業の終了後、他団体の作成する相談票等に所定の事項を記入して他団体に提出する。ただし、他団体との共催相談事業で本会が作成する場合は、前項に従う。

(受任受託できる場合の要件)

第6条 相談員は、第3条第2項の大阪法務局筆界特定振分相談所における大阪弁護士会と共に実施する相談において、相談者が当該相談を担当した土地家屋調査士相談員(以下「担当相談員」という。)に対し、相談の継続あるいは事件処理の依

頼を特別に希望した場合、相談実施規則第3条第4項で定める取扱要綱の手続きを経て当該事件を受任受託することができる。

2 担当相談員は、前項の相談の継続あるいは事件処理の依頼を受任受託するに当たり、他団体主催相談事業であること、また公的な相談会場を使用していることに鑑み、誠意をもって対応し品位の保持に努めなければならない。

3 第1項において、担当相談員は相談者から事件の受任受託を求められたにもかかわらず、自ら事件の受任受託を希望しない場合は、相談者に対して相談実施規則第15条第1項に定める会員紹介センターを紹介するものとする。

(所管業務部への報告)

第7条 受任受託した相談員は、所管する業務部へ取扱要綱所定の書面を提出し、事件処理の報告をしなければならない。

2 所管する業務部長は、前項の報告が行われない場合は、必要に応じて受任受託した相談員に事件処理の報告を求めることができる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

付 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

わたしを守れ。



立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

三井住友海上の安心

GK

クルマの保険 家・持ち物の保険 火災の保険

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
www.ms-ins.com

大阪土地家屋調査士会相談実施規程 別紙様式一覧

[illegible][illegible]

相 談 受 付 票								別紙 (3)	
							番号	進行	年 月 日 曜日
							相談者氏名		
							年齢性別		
							職業		午前 午後
							相談内容	相談員	
							時間	所用	
							摘要		

※担当調査士が記入してください。

大阪土地家屋調査士会

相 談 票			別紙 (4)
※ 相 談 者	住 所		受付番号 No.
			受付年月日 年 月 日 ()
	電 話	() - () - ()	時 間 : :
	氏 名		担当者氏名
	年齢・性別	才 / 男 ・ 女	
何で知りになりましたか		1 ラジオ 2 会・近所紙 3 テラシビラ 4 電車・バス内の掲示 5 その他 ()	
区 分	1. 土地 2. 建物 3. その他		
件 名	(相談内容) 		
(措置要旨) 			

※印は相談者が記入して下さい。
大阪土地家屋調査士会

大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規

改 正 前	改 正 後
(内規の改廃) 第 7 条 この内規の改廃は、理事会の決議による。	(内規の改廃) 第 7 条 この内規の改廃は、<u>会長の承認を得て社会事業部が決定する。</u> <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この内規の改正は、平成28年10月1日から施行とする。</u>

境界問題相談センターおおさか費用規程の一部改正

平成28年8月22日の第5回境界問題相談センターおおさか運営委員会で境界問題相談センターおおさか費用規程が一部改正され、平成28年9月1日から施行されました。

境界問題相談センターおおさか費用規程

改 正 前	改 正 後
(相談手数料) 第 3 条 2 相談者が、相談実施期日の3日前（当日が本センターの休日の場合はその前日とする）の午後5時までに相談申出を取り下げた場合は、申出人がすでに納付した相談手数料の全額を返金する。 3 前項の場合を除いて相談手数料は返還しないものとする。 4 前項の相談手数料は、事前に納付された場合において、相談期日が開催されなかった場合は、その全額を返還する。ただし、返還に要する費用は、申出人の負担とする。	(相談手数料) 第 3 条 2 <u>申出人が納付した相談手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、返還する。この場合において、返還に要する費用は、申出人の負担とする。</u> (1) <u>相談手数料の納付後、当該相談が本センターで取り扱うことができないものであると判明したことにより、相談を実施しなかったとき。</u> (2) <u>申出人が、相談実施期日の3日前（該当日が休日、祝日又は土曜日の場合は、その前日とする。）の午後5時までに相談申出を取り下げたとき。</u> (3) <u>その他運営委員会において相当と認めたと</u> <u>き。</u> 3 <u>(削 除)</u> 4 <u>(削 除)</u> <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程の改正は、平成28年9月1日から施行とする。</u>

懲戒処分事例

懲戒処分書

事務所 大阪府高槻市若松町8番12-101号
土地家屋調査士 砂 邊 愛 尊

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

土地家屋調査士法第42条第3号の規定により、被処分者を平成28年10月31日から業務禁止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 土地家屋調査士砂邊愛尊（以下「被処分者」という。）は、土地家屋調査士の資格を取得後、平成15年4月10日に土地家屋調査士の登録（大阪第2821号）をしたものの、平成19年1月14日付けで業務禁止処分を受け（以下「前回業務禁止処分」という。）、登録を取り消されたことから、平成24年4月10日、改めて大阪第3159号をもって土地家屋調査士の登録をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 (1) 被処分者は、平成25年の夏頃、大阪府〇〇市〇〇町〇〇番〇〇の土地（以下「本件土地」という。）の所有者である甲から、本件土地の分筆登記について、その申請手続の代理の依頼を受け、これを受任した。
(2) 被処分者は、本件土地の隣接地所有名義人のうち乙については、同人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡していたにもかかわらず、その死亡の事実や同人の相続人らの意思を確認することなく、乙の名義で、自らが署名・押印する方法により甲との筆界確認書を偽造し、さらに、その他の隣接所有者である丙及び丁の2名についても、甲と

の間の筆界確認書を作成するに当たり、同2名に無断で、前同様の方法により筆界確認書2通を偽造するとともに、本件土地の各隣接地所有名義人が現地での筆界確認に立ち会っていないにもかかわらず、各所有者等が現地立会いにより筆界を確認したとする虚偽の内容を記載した不動産調査報告書を作成した。

(3) 平成25年11月19日、被処分者は、大阪法務局〇〇出張所に対し、上記の筆界確認書3通及び不動産調査報告書を添付して、本件土地の分筆登記の申請（同日受付第〇〇〇〇号）を行い、同月22日、同登記は完了した。

- 3 被処分者は、上記2の行為に関して、平成27年4月20日に調査士会で事情聴取を受けた際、甲と乙との間の筆界確認書については、被処分者の事務所で雇用していたアルバイトに乙の署名・押印をもらいに行かせたと虚偽の内容の供述を行った。

第2 処分の理由

- 1 被処分者の上記第1の2及び3の各行為（以下「本件行為」という。）は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）の各規定に違反することは明らかである。
- 2 被処分者の本件行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うべき土地家屋調査士の職責をないがしろにし、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させるものであり、その責任は、極めて重大である。また、被処分者は、官民境界確定図を偽造したことを懲戒事由として、平成19年11月14日付けで前回業務禁止処分を受けたにもかかわらず、平成24年4月10日に再登録後、1年余りの期間で本件行為に及んだものであることから、厳しい処分が相当である。
- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第3号により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過するまでに法務大臣に対して審査請求をすることができる。

おって、この処分につき、取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。）。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、又は当該裁判の日から起算して1年以内に提起しなければならない。

平成28年10月31日

大阪法務局長 森木田 邦 裕

全国一斉！法務局 休日相談所を開催

表示に関する相談件数は4件

大阪法務局主催の「全国一斉！法務局休日相談所（大阪法務局）」が平成28年10月2日（日）午前10時から午後4時まで大阪法務局4階会議室で開催されました。

この相談会は今回で6回目となり、法務省主催で行政サービスの向上を図るため、全国すべての法務局・地方法務局で開催され、場所も法務局・駅・デパート・コミュニティーセンターなどの利便性のいい場所で行われました。

相談対象は、法務局が所掌するすべての事務であり、大阪法務局（各支局・出張所）の方々も受付・誘導・相談として活躍され、また、関係団体として大阪府人権擁護委員会・法テラス（大阪弁護士会）・大阪公証人会・大阪司法書士会・そして大阪土地家屋調査士会の各会が相談員を派遣し、実施されました。本会も社会事業部から午前と午後に各1名を派遣し、担当に当たりました。

当日は休日で、事前PRも各法務局のホームページ、自治体の広報誌、ポスター等と多種多様にわたったことが功を奏したのか、多くの方が相談に訪れていました。

表示に関する相談件数は午前中2件、午後から2件の4件あり、内訳は4件とも土地の境界に関するものでした。

利用者からは「参考になった」「分かりやすいアドバイスをいただいた」等おおむね好評をいただきました。

（社会事業部理事・山田 貴弘）

測量機械・製図用紙・事務器・自動図化機製図機・気象器・
土木試験機・(株)ソキア光波・セオドライト・レベル・レンタル

各種機械販売及び修理

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

株式会社 大阪西部

TEL 大阪 06(6768)3191(代表)

FAX 大阪 06(6762)9761

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

第32回定時社員総会を開催

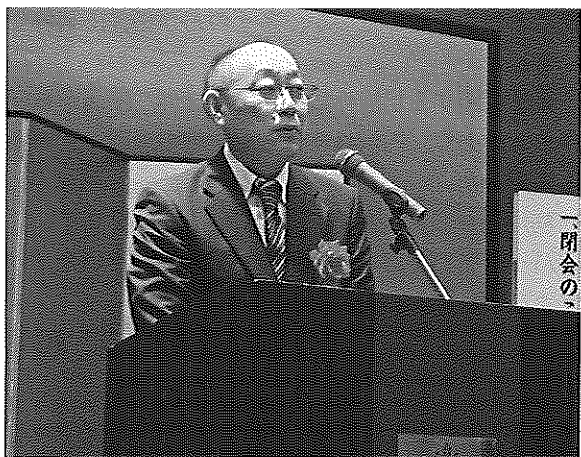
平成28年9月23日(金) 午後3時から大阪市北区の「ホテルグランヴィア大阪」で第32回定時社員総会を開催し、第32期決算報告承認の件などすべての議案が原案どおり承認可決されました。

来賓として、大阪法務局民事行政部総務課課長宮崎浩典様、同部不動産登記部門首席登記官小山浩幸様、一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会代表理事佐々木俊明様、大阪土地家屋調査士会会長加藤幸男様、大阪土地家屋調査士協同組合理事長甲斐健児様、大阪土地家屋調査士政治連盟会長利川良一様にご臨席を賜りました。

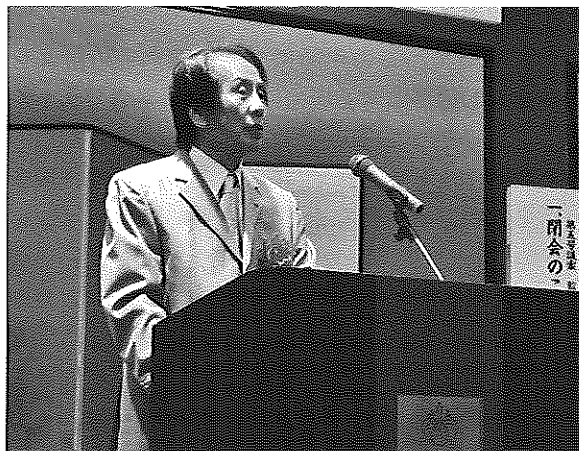
その後、同ホテル内に会場を移し、午後5時30分から懇親会を開宴しました。

来賓として、一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会代表理事佐々木俊明様、大阪土地家屋調査士協同組合理事長甲斐健児様、大阪土地家屋調査士政治連盟会長利川良一様、公認会計士勝山武彦様にご臨席を賜りました。

(広報部)



大阪法務局民事行政部不動産登記部門 首席登記官 小山浩幸 様



大阪土地家屋調査士会会長 加藤幸男 様



公認会計士 勝山武彦様による万歳三唱



＊当協会では、社員を募集しています。

協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



大阪土地家屋調査士協同組合理事長 甲斐健児 様



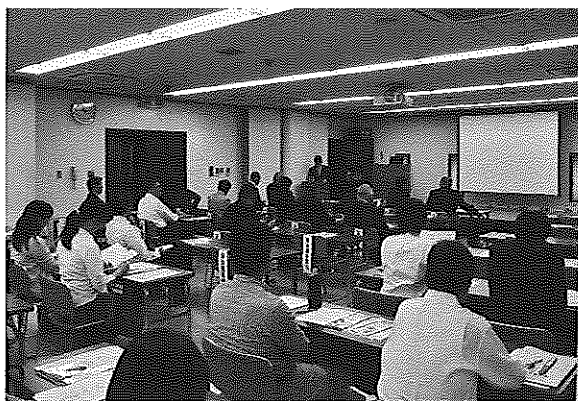
一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会代表理事 佐々木俊明 様



大阪土地家屋調査士政治連盟会長 利川良一 様

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

国会議員・行政を対象とした 勉強会を開催しました

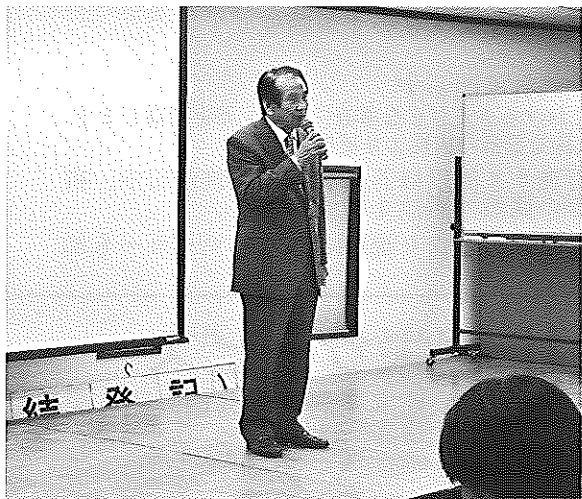


平素は、大阪土地家屋調査士政治連盟の活動にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

10月17日(月)、大阪土地家屋調査士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士政治連盟、大阪司法書士政治連盟の4団体共催で、府選出の国会議員、府下市町村担当者を対象として、不動産登記の実情をご説明すべく勉強会を開催しましたので、ご報告申し上げます。

本年6月初旬から当政治連盟渉外担当杉村光昭と、司法書士会政治連盟渉外担当の中本彰先生が中心となり、この企画を進めてまいりました。

なにぶん初めての試みでありましたので、当初から手探りの状態でありました。各議員への連絡、市町村への連絡や担当部署の確認、法務局との調整等はもちろんのこと、調査士会側、司法書士会側の共催要請など事務的な問題は枚挙に暇がありませんでした。



しかしながら、一番の問題は議員、市町村を対象として行う勉強会でのテーマであり、何を訴え、何を要望するのかでありました。

6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016でストック不動産を活用した消費・投資喚起の項で「空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の相続登記を促進する。」とうたわれたこと、また、それを受け法務省では「未来につなぐ相続登記」と銘打ち、相続登記の推進がホームページに掲げられている時勢をかんがみ、中心テーマとしては「相続登記」として勉強会開催となりました。

開催当日まで試行錯誤の中、研修講師が急遽変更となるなど紆余曲折はございましたが、なんとか勉強会当日を迎えることができました。

司法書士会館の会場には、議員関係では衆議院議員ご本人3名を含め17名、市町村関係では税務担当部署を中心に39名、そのほか土地家屋調査士、司法書士関係者の合計75名に参加いただきました。

第1部では、大阪法務局民事行政部不動産登記部門統括登記官寺尾俊之様から「未来につなぐ相続登記」と題して、登記制度の概要、相続の未登記問題の背景および実情、相続登記を済ませることのでられるメリット、未了の際のデメリットが個人レベルではなく、行政・地域社会に及ぼす影響も含めて講義されました。

第2部では、私から「相続と空き家問題から見る放棄される不動産」を題目として、土地家屋調査士から見る諸問題をご説明申し上げ、過日NHKで放送された番組「縮小ニッポンの衝撃」の放送内容と東京財団吉原祥子研究員のレポートを基に人口減少に向かうわが国の実情に合う立法措置を、出席され



た議員の皆さまにお願いさせていただき、各市町村担当者様には、調査士業務の公益的性格と業務遂行に際しての協力を依頼させていただきました。

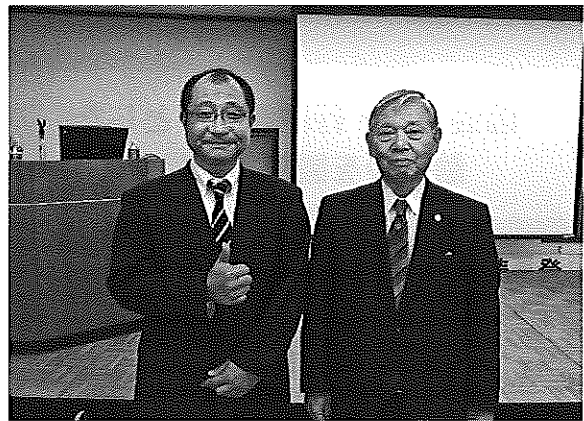
引き続き大阪司法書士会副会長伊藤博英様から「相続登記の推進－権利義務関係の明確化」を演目として、実務に関わる立場から、相続登記についての実情、問題点、解決策を講義いただきました。

そして勉強会の終わりに、ご出席いただいた国会議員の先生方からご挨拶を賜りました。

その中で興味を引かれたのが、管理されていない土地所有者を行政とマスコミに働き掛け探し出したという、とかしきなおみ衆議院議員の実体験に基づくお話でした。

われわれの業務の中ではとうてい考えも及ばない、仮に考えついたとしても実行しえない手法で目的を実現するという国会議員という立場、その考え方に驚いた次第です。

このことから裏付けられるように、選挙で選出された議員という立場でしかなしえない事柄があるのは事実であり、見方を変えれば、われわれの業務を理解いただける議員を通じてでしか達成できない事柄があるのもまた、事実でしょう。



(左)利川良一会長(大調政連) (右)西村昭一会長(大司政連)

当政治連盟は、このような勉強会、選挙支援を通じて、各議員に土地家屋調査士制度、登記行政に理解を深めていただけるよう、これからも活動を続けてまいりますので、今後ともご理解、ご協力よろしくお願いします。

出席いただいた国会議員の皆さま（順不同）

衆議院議員 北川 知克様

衆議院議員 とかしき なおみ様

衆議院議員 長尾 敬様

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい－桐栄サービスの願いです－

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。
(最長1年間)

団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常の生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発的な事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 6階

TEL 03-5282-5166 FAX 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合せをお願い致します。

大阪青年土地家屋調査士会だより

《平成28年度 第1回 勉強会》

平成28年9月16日(金)「平成28年度第1回勉強会」が開催されました。

93条調査報告書が新しくなり、各支部等でも研修会が行われていましたが、青調会としても皆で勉強する場を設けようということで開催されることとなりました。

ただし、単なる記入様式の確認ということではなく、その下準備、すなわち調査から測量、画地調整から立会い等の方法がしっかりできていれば、記載についてはそれほど悩むことはないのではないか、という観点から、調査書作成に至るまでの過程を一緒に勉強する会としました。

青調会事業部の伊藤友輔部長、塩田征司会員、八幡憲一会員の3名が講師となり、境界確定や再分筆などの実例をあげつつ、各自その過程を説明していききました。それを受け、時には鋭い質問を投げ掛けたり、おのおのの见解を出し合ったりして、意見交換していききました。自分とは違ったやり方や考え方などに気が付くことができたり「では実際この仕事での報酬は？」といった、皆が非常に気になることなども話し合っていました。

終了後の懇親会でも、話は尽きず、大いに盛り上がりました。



《近ブロ青年土地家屋調査士 納涼祭》

「近畿ブロック青年土地家屋調査士納涼祭」と銘打ち、真夏の8月27日(土)、暑さにも負けない熱い仲間と交流しようということで企画されました。

今回は、近畿の中でも、大阪と同じく青年調査士会をもつ兵庫の仲間たちと、おいしく食べて飲みつつ、大いに語らい夏の日を楽しみました。



《新人会員募集》

われわれは新人会員を随時募集しております。正会員としての入会参加資格は年齢50歳以下または登録10年未満の大阪会会員であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6,000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。

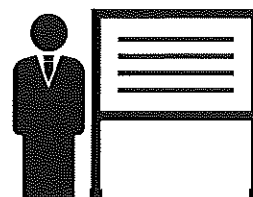
賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております。(賛助会員も会費年額6,000円です。)

入会ご希望の方は、HPの入会案内フォームに必要事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会HPアドレス:

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>

(広報部・奥田 祐次)



大阪市市民局からのお知らせ

大阪市の証明書交付手数料が改定されます

大阪市では、平成28年3月の手数料条例の改正に伴い、平成29年4月1日から窓口および郵送請求等による証明書交付手数料を次のとおり改定します。

証明書	現行（改定前）	改定後
住民基本台帳の閲覧	200円	300円
住民票の写し	200円	300円
住民票記載事項証明書	200円	300円
戸籍の附票の写し	200円	300円
除かれた戸籍の附票の写し	200円	300円
成年被後見人または破産に関する証明書（※1）	250円	300円
独身証明書	250円	350円
不在または不登録に関する証明書	250円	350円
印鑑登録証明書	250円	300円
課税（所得）証明書（※2）	1年度につき 250円	1年度につき 300円
納税証明書（※2）	1年度、1税目につき 250円	1年度、1税目につき 300円
固定資産評価（公課）証明書	1件（※3）につき 250円	1件（※3）につき 300円
その他行政証明（廃棄証明等）	250円	350円

※1 成年被後見人または破産に関する証明書については1項目あたりの手数料です。

※2 電子申請による証明書交付を含みます。

※3 土地は1筆ごとに1件、家屋は1個または1棟ごとに1件、償却資産は合計または1種類ごとに1件として取り扱いします。



第9回常任理事会

平成28年9月15日(木)午後3時から本会3階役員室で第9回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、支部長会ゴルフなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・高橋・中居・相澤・久保・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①第3回理事会の議題、進行等について
- ②支部の改編について
- ③北支部と西支部の合併について
- ④相談実施規則及び相談実施規程の制定について
- ⑤葉月の会について
- ⑥登記事務連絡会の出席者について
- ⑦公嘱総会の出席者について
- ⑧各種行事への出席者の確認について
- ⑨制度対策委員会への諮問について
- ⑩地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅看板広告継続について
- ⑪資料センター運営委員会からの要望書について
- ⑫産学交流学術研究委員会からの要望書について
- ⑬日調連からの「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査(アンケート)調査票」の回収について
- ⑭日調連からの地域慣習に基づく地図収集について
- ⑮支部長会ゴルフについて
- ⑯障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について
- ⑰東京法経学院への推薦について
- ⑱会員への指導について
- ⑲司法書士会との合同での勉強会について
- ⑳協同組合20周年レクリエーションバス旅行の追加支援について
- ㉑会員章紙購入調査結果に伴う今後の対応について
- ㉒事務局職員厚生年金基金の脱退・新規加入について
- ㉓平成28年度における大規模災害対策基金の募金の支出について
- ㉔基準点管理システムバージョンアップについて
- ㉕毎日放送のラジオCMについて
- ㉖高齢会員に対する会費減額措置の申出について

- ㉗中部地籍研究会「研究発表会」の参加について
- ㉘その他

第10回常任理事会

9月27日(火)午後3時から本会3階役員室で第10回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第3回理事会の進行等など次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・高橋・中居・相澤・久保・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①第3回理事会の進行等について
- ②三會会長会議について
- ③各種行事への出席者の確認について
- ④平成28年度大阪会新会員研修会について
- ⑤平成28年度会員研修会について
- ⑥証紙未貼付者調査に対する対応について
- ⑦特定個人情報保護規程について
- ⑧保護継電器の部品交換作業について
- ⑨高齢会員会費減額更新について
- ⑩文書保管の申入れと文書公開のお願いについて
- ⑪その他

第11回常任理事会

第11回常任理事会が10月18日(火)午後3時から本会3階役員室で開催され、各部などからの報告事項に続き、支部改編のスケジュールなど、次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞加藤・井上・松島・松尾・高橋・中居・相澤・久保・(事務局)川井・柳井原

審議・協議事項

- ①支部長会議と常任理事会との意見交換会の進行等について
- ②支部改編のスケジュールについて
- ③支部研修の講師料の助成について
- ④三會会長会議の提出議題について
- ⑤高齢会員会費減額更新について
- ⑥文書保管の申入れと文書公開のお願いについて
- ⑦各種行事への出席者の確認について
- ⑧大阪市との災害発生時における支援協力について

の協定書について

- ⑨大阪法務局登記相談室運営に係る社会事業部内規の廃止及び大阪法務局水曜登記相談室相談実施取扱要領（仮称）について
- ⑩「近畿地区不動産取引税務協議会」運営要領の改正について
- ⑪常勤理事の配置について
- ⑫日調連からのアンケート回収について
- ⑬平成28年度第1回全国会長会議について
- ⑭役員等選任規程の改正案について
- ⑮役員等選任基準の改正案について
- ⑯その他

第12回常任理事会

11月10日(木)午後3時から本会3階役員室で開かれた第12回常任理事会は、各部などからの報告事項に続き、葉月の会についてなど、次の各事項が審議・協議された。

<出席者・敬称略>加藤・井上・松島・松尾・高橋・中居・相澤・久保・(事務局)柳井原

審議・協議事項

- ①第4回理事会の議題について
- ②葉月の会について
- ③平成29年役員新年互礼会について
- ④特定個人情報取扱規程の制定について
- ⑤支部改編について
- ⑥各種行事への出席者の確認について
- ⑦広報グッズの製作について
- ⑧「JR京橋駅北口デジタルサイネージ広告について
- ⑨毎日新聞への新聞広告について
- ⑩毎日放送のラジオCMについて
- ⑪近畿ブロック協議会からの立命館大学寄付講座講師候補者の推薦について
- ⑫「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」回答期限の延長について
- ⑬塩崎恭久厚労省大臣の国政懇談会への対応について
- ⑭年末一時金について
- ⑮自民党、公明党との勉強会について
- ⑯事務局職員加入厚生年金基金の移管先について
- ⑰事務局コピー機の入替えについて
- ⑱会員章証紙未購入者呼び出しの件について
- ⑲民進党との「政策、制度意見交換会」について
- ⑳その他

会 員 異 動 (H28・12・5 現在)

入 会 者 (10 名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
矢 野 利 行	2620	北	28・9・15	〒533-0014 大阪市東淀川区豊新4丁目23番5号 ☎06-6325-7811 ☎06-6325-7810
西 谷 尚 志	3287	大阪城	28・9・20	〒540-0012 大阪市中央区谷町三丁目1番24号 エルデ大手前202号室 ☎06-6910-0355 ☎06-6910-0356
北 島 慎 吾	3249	北	28・10・1	〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路一丁目13番3-501号 ☎06-6115-6946 ☎06-6115-6947
道 田 勇	3288	北	28・10・3	〒530-0041 大阪市北区天神橋3丁目1番43号 東邦ビル405号 ☎06-6360-4712 ☎06-6360-4713
松 本 充 弘	3289	大阪城	28・10・20	〒541-0052 大阪市中央区安土町1丁目7番20号 新トヤマビル9階 ☎06-6267-1900 ☎06-6267-1801

大 橋 礼 王	3290	北	28・11・1	〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目7番30号 ☎06-6304-0646 ☎06-6304-0683
轟 勝一朗	3291	大阪城	28・11・1	〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目2番9号 ビル皿井801号 ☎06-4708-6034 ☎06-4708-6035
永 井 義 之	3292	泉州	28・12・1	〒599-0224 阪南市舞4丁目5番9号 ☎072-473-0289 ☎072-473-0289
高 橋 正 和	3293	大阪城	28・12・1	〒541-0045 大阪市中央区道修町2丁目5番9号 ☎06-6205-5858 ☎06-6205-5859
八頭司 将 直	3294	大阪城	28・12・1	〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目1番7-904号 ☎06-6942-4041 ☎06-6946-9150

事務所変更（8名）					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX
平 尾 世希夫	3014	大阪城	西	28・9・7	〒551-0002 大阪市大正区三軒家東4丁目6番 19号 シャロウズイン中瀬306 ☎06-7165-5907 ☎06-7165-9524
新 野 信 彦	2867	堺	堺	28・9・9	〒590-0061 堺市堺区翁橋町1丁目10番13号 ももハイツ1階 ☎072-238-7377 ☎072-238-7387
谷 口 文 彦	2443	泉州	泉州	28・9・12	〒598-0007 泉佐野市上町1丁目3番8号 ☎072-464-2345 ☎072-463-6012
大 柄 和 夫	2393	阪南	阪南	28・9・29	〒547-0024 大阪市平野区瓜破6丁目7番 7-210号 ☎06-6701-5616 ☎06-6701-5617
矢 野 利 行	2620	北	北	28・10・4	〒533-0014 大阪市東淀川区豊新2丁目9番 27-304号 ☎06-6325-7811 ☎06-6325-7810
樽 谷 賢 雄	2674	北	北	28・10・14	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目1番3号 ☎06-6348-1919 ☎06-6348-1920
川 口 良 仁	2817	堺	堺	28・10・14	〒590-0048 堺市堺区一条通20番13号 ☎072-224-0414 ☎072-224-0417
北 島 慎 吾	3249	北	北	28・11・22	〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路一丁目13番 3-201号 ☎06-6115-6946 ☎06-6115-6947

退 会 者 など (資格取消・喪失者を含む) (12名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 日	退 会 理 由
山 本 晃 司	1486	大阪城	28.9.13	退会→業務廃止
源 元 清 一	2584	三島	28.9.21	退会→業務廃止
寺 尾 治 雄	1575	阪南	28.9.30	業 務 廃 止
南 野 佳 奈	2848	北	28.10.4	退会→業務廃止
中 川 幸 明	3035	三島	28・10・18	退会→業務廃止
河 本 勇	1844	阪南	28・10・24	業 務 廃 止
砂 邊 愛 尊	3159	三島	28・10・31	土地家屋調査士法第15条第1項第4号による業務廃止
山 本 照 夫	3168	北	28・11・1	兵 庫 会 へ
大 嶋 達 興	1614	泉州	28・11・30	長 期 休 業
竹 内 眞 紀	2942	北	28・11・30	業 務 廃 止
掛 谷 健 一	1636	堺	28・11・30	会則第87条による退会
渡 邊 昭 二	2597	堺	28・12・5	死 亡

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (2法人)				
名 称	法 人 登録番号	支 部	社 員・ 会員登録番号	事務所所在地 ④主たる事務所⑤従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 サンファースト	01-0033- 12-0019	北	矢野 貴弘 2799	④ 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号 SORA新大阪21 9階 ☎06-6350-8510 ㊦06-6350-8510
土地家屋調査士法人 LAND AND	12-0030	大阪城	松原 正彦 2226	⑤ 〒535-0005 大阪市旭区赤川二丁目14番1号 ☎06-6923-2935 ㊦06-6923-2618

業 務 日 誌

◇ 9 月 ◇

- 1日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
・堺支部研修会（堺市総合福祉会館）大山講師
・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（泉大津市）堀川PT員
- 2日・インターンシップ閉講式（会館）
・業務研修部・社会事業部打ち合わせ（会館）
・会務処理（会館）加藤会長、井上副会長、高橋総務部長
- 3日・愛知会滝口孝氏黄綬褒章受章記念祝賀会（名古屋マリオットアソシアホテル）加藤会長
- 4日・近プロ親睦ゴルフ大会前夜祭（クサツエストピアホテル）加藤会長、井上副会長、中居財務部長、橋本総務部理事、竹本監事、加藤（眞）三島支部長
- 5日・近プロ親睦ゴルフ大会（ジャパンエースゴルフ倶楽部）加藤会長、井上副会長、竹本監事、加藤（眞）支部長、雨宮会員
・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（阪南市）堀川PT員（貝塚市）神前会員
- 6日・資料センター運営委員会と兵庫会・千葉会合同会議（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口（太）相談員
・南河内支部研修会（富田林市市民会館）相澤・大山各講師
・公明党政策要望懇談会（公明党会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、高橋部長、相澤業務研修部長
- 7日・空家対策について八尾市来会（会館）松尾副会長、久保社会事業部長、富岡同部副部長、田辺（毅）PT員
・各種講座（ビデオ研修）①（会館）和田業務研修部副部長、高山同部理事
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）和田（久）相談員
- 8日・財務部会（会館）
・地籍整備促進委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）垣内相談員
・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参

- 並びに制度PR（岬町、熊取町）酒井泉州支部副支部長
- 9日・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（忠岡町）堀川PT員
- 12日・打ち合わせ（会館）加藤会長、井上・松尾各副会長、高橋・中居・相澤・久保各部長
・打ち合わせ（会館）井上副会長、高橋部長
・入会面談（会館）高橋部長、小川総務部副部長
・大阪司法書士会との協議会（大阪司法書士会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、高橋・中居・相澤・久保各部長
- 13日・社会事業部会（会館）
・境界鑑定委員会（会館）
・（株）B5ノートとホームページ打ち合わせ（会館）松尾副会長、久保部長、柳原社会事業部副部長
・大毎広告によるデジタルサイネージ広告説明（会館）松尾副会長、久保部長、柳原副部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（恒）相談員
・民間総合調停センターハーグ条約対応検討PT（大阪弁護士会）谷川民間総合調停センター副委員長
- 14日・支部長会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）眞砂相談員
・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（岸和田市）藤田（嘉）泉州支部長・（和泉市）堀川PT員
- 15日・常任理事会（会館）
・入会面談（会館）高橋部長
・寄付講座不服申し立て対応（会館）和田（清）産学交流学術研究委員長、松内同委員
・資料センター運営委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）羽倉相談員
・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（田尻町）藤田（嘉）支部長
・大阪市マンション管理支援機構第5回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）藤野社会事業部理事
- 16日・京都会研修会（京都会会館）西田（寛）講師
・平成28年度コンビニ交付推進セミナー（ホ

- テル新大阪コンファレンスセンター) 正井
オンライン申請促進委員長
- ・民間総合調停センター・申立件数増加策検討PT(大阪弁護士会) 浅井民間総合調停センター委員長、山脇・高山(恒) 各委員
 - ・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR(豊中市、箕面市、豊能町) 竹内(秀) PT員
- 17日・三島支部寺子屋「地図の種類とその源流をたどって」(茨木市福祉文化会館) 相澤部長、松内境界鑑定委員
- 20日・業務研修部会(会館)
- ・協同組合部長会(会館) 小林(教) 財務部副部長
 - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 西田(修) 相談員
 - ・境界鑑定委員会研修打ち合わせ(法務局本局) 佐久間境界鑑定委員長
 - ・「未来につなぐ相続登記」シンポジウムの打ち合わせ(法務局本局) 相澤部長
- 21日・各種講座(ビデオ研修)②(会館) 松島副会長、山口業務研修部副部長
- ・入会面談(会館) 小川副部長、前橋・高山(英) 総務部・橋本各理事
 - ・総務部会(会館)
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 岡本(吉) 相談員
 - ・非調査士活動実態調査天王寺出張所(法務局天王寺出張所) 三好非調査士活動排除委員長、窪田・岡本(禎)・小松・馬野・中川(繁) 各委員
- 23日・近プロ財務部会(会館) 中居部長
- ・(公社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会定時社員総会(ホテルグランヴィア大阪) 加藤会長
 - ・中部地籍研究会「研究発表会」(ウインクあいち) 相澤部長、富岡副部長
 - ・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR(池田市) 竹内(秀) PT員
- 26日・打ち合わせ(会館) 高橋部長、柏木苦情処理委員長
- ・筆界特定制度推進委員会(会館)
 - ・石川会研修会(金沢弁護士会) 西田(寛) 講師
 - ・筆界調査委員養成講座(エル・おおさか)

- 27日・常任理事会(会館)
- ・理事会(会館)
 - ・境界問題相談センターおおさか運営委員会(会館)
 - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 與倉相談員
 - ・明示に関する意見交換会の開催に関するお願い(近畿財務局) 富岡副部長、中村社会事業部理事
- 28日・オンライン申請研修会(会館) 正井講師、和田副部長
- ・近プロ業務部会(会館) 相澤部長
 - ・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 飯田相談員
 - ・大阪府社会保険労務士会新会館竣工式(社会保険労務士会館) 高橋部長
- 29日・財務部(厚生) 業務連絡会(会館)
- ・綱紀委員会全体会議(会館)
 - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 安岐相談員
 - ・民間総合調停センター運営委員会(大阪弁護士会) 浅井委員長、谷川副委員長、松尾・西田(寛)・松島・高山(恒)・高橋各委員
 - ・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR(藤井寺市、羽曳野市、太子町、河内長野市、千早赤阪村、河南町、富田林市) 杉田(育) PT員
- 30日・(株)新通打ち合わせ(会館) 久保部長
- ・(株)B5ノート打ち合わせ(会館) 久保部長
 - ・近プロ正副会長会議(会館) 加藤会長
 - ・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR(泉南市) 酒井副支部長(能勢町) 竹内(秀) PT員

◇ 10 月 ◇

- 2日・全国一斉!法務局休日相談所(法務局本局) 中村・山田各理事
- ・「未来につなぐ相続登記」シンポジウム(大阪司法書士会館) 加藤会長、相澤部長
- 3日・茨木地籍整備意見交換(がんこ高槻店) 加藤会長、井上副会長
- 4日・産学交流学術研究委員会(会館)
- ・制度対策委員会(会館)
 - ・入会面談(会館) 高橋部長、小川副部長
 - ・近プロ研修会事前打ち合わせ(会館) 相澤部長、西田(寛)・山脇・吉田(栄)・中山・

辻田（智）各講師

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）角相談員

5日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）中居相談員

・阪南・天王寺支部登記事務連絡会（国際交流センター）井上副会長、相澤部長

・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（高槻市）加藤（眞）支部長

6日・近ブロ広報部会（会館）久保部長

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）守屋相談員

・全国ブロック会長意見交換会（愛知会会館）加藤会長

・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（島本町）山田（直）PT員

7日・各種講座（ビデオ研修）②（会館）相澤部長、中村（太）業務研修部理事

・会務処理（会館）中居部長

・近ブロ公嘱協会連絡協議会通常総会（琵琶湖ホテル）加藤会長

・境界問題相談センター埼玉研修会（市民会館うらわ）吉田（栄）境界問題相談センターおおさか推進委員会副委員長

・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（吹田市）加藤（眞）支部長（茨木市）山田（直）PT員

11日・財務部会（会館）

・網紀委員会第2班会議（会館）

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山脇相談員

・民間総合調停センター・申立件数増加策検討PT（大阪弁護士会）浅井委員長、山脇・高山（恒）各委員

12日・四條畷学園出前授業について来会（会館）久保部長、守屋会員

・業務研修部会（会館）

・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）山田（貴）相談員

・全国会長会議（13日も、東京ドームホテル）加藤会長

・寄付講座御礼挨拶（近畿大学）松尾副会長、久保部長、和田（清）委員長

13日・打ち合わせ（会館）高橋・中居・相澤・久保各部長

・厚生年金基金打ち合わせ（会館）中居部長

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）矢原相談員

・相続登記・空家等問題に関するチラシ持参並びに制度PR（摂津市）山田（直）PT員

・大阪選出の衆参議員への表敬訪問（議員会館）加藤会長

・基準点管理システムの新システムについての説明（法務局本局）佐々木資料センター運営委員長、一守同副委員長

14日・中間監査会（会館）

16日・佐藤ゆかりを激励する会in Osaka（ホテル・ニューオータニ大阪）加藤会長

17日・境界鑑定委員会（会館）

・大阪司法書士会との合同勉強会（大阪司法書士会）加藤会長、井上・松尾各副会長、高橋・中居・相澤・久保各部長

18日・常任理事会（会館）

・「土地法制に関する研究」資料収集日調連来会（会館）相澤部長、佐々木委員長、一守副委員長

・相談者対応（会館）山脇境界問題相談センター推進委員長

・協同組合部長会（会館）吉松財務部理事

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員

19日・各種講座（ビデオ研修）③（会館）相澤部長、和田副部長

・入会面談（会館）高橋部長、小川副部長、前橋・高山（英）・橋本各理事

・総務部会（会館）

・資料センター運営委員会（会館）

・「土地法制に関する研究」資料収集日調連来会（会館）佐々木委員長

・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）富岡相談員

・新会員研修会打ち合わせ（法務局本局）相澤部長

・非調査士活動実態調査（法務局堺支局）竹中・加山各非調査士活動排除副委員長、中川（仁）・森次・森脇・久保田各委員

・近畿管区行政評価局堺一日行政相談所（泉北パンジョ）柳原副部長、中村理事

20日・「土地法制に関する研究」資料収集日調連来会（会館）佐々木委員長、一守副委員長

・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）吉田（正）相談員

- ・オンライン申請研修会（岸和田市立浪切ホール）正井講師・垣花オンライン申請促進委員
- ・大阪市マンション管理支援機構平成28年度第6回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）藤野理事
- 21日・網紀委員会第2班会議（会館）
- ・MBS毎日放送ラジオCM収録（MBS毎日放送）久保部長
- ・相談センター広報打ち合わせ（小浜スタジオ）山脇委員長・吉田（栄）副委員長
- 22日・近プロADR認定調査士支援研修会（エル・おおさか）相澤部長、西田（寛）・山脇・吉田（栄）・中山・辻田（智）各講師
- ・西村武市元会員事務所訪問（西村武市元会員事務所）小川副部長
- 24日・支部長会・常任理事会との意見交換会（会館）
- ・打ち合わせ（会館）高橋部長
- ・打ち合わせ（会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、高橋・中居・相澤・久保各部長
- ・大阪自由業団体連絡協議会「第12回専門家による合同市民無料相談会」ポスターチラシ持参（法務局本局）久保部長
- 25日・社会事業部会（会館）
- ・打ち合わせ（会館）松尾副会長、久保部長
- ・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
- ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・入会面談（会館）高橋部長、橋本理事
- ・マイナンバー打ち合わせ（会館）高橋部長、橋本理事
- ・「土地法制に関する研究」資料収集日調連来会（会館）相澤部長、山岡資料センター運営委員
- ・ホームページ打ち合わせ（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）瀧本相談員
- ・全調政連役員との意見交換会（横浜プリンスホテル）加藤会長
- 26日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）小林（教）相談員
- ・北・西支部合同登記事務連絡会（エル・おおさか）松島副会長、中村理事
- ・兵庫会オンライン登記申請に関する研修会（あすてっぷKOBÉ）正井講師

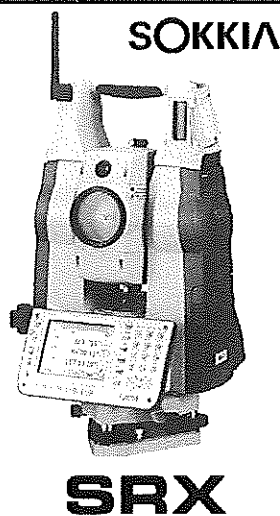
- 27日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山（高）相談員
- ・平成28年度境界鑑定講座（エル・おおさか）松島副会長、相澤部長、和田（久）・山口（典）各副部長、大山（龍）・松内・今西各境界鑑定委員
- ・民間総合調停センターハーグ条約対応検討PT（大阪弁護士会）谷川副委員長
- 28日・大毎広告との打ち合わせ（会館）柳原副部長
- 31日・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・筆界調査委員養成講座（エル・おおさか）
- ・処分書交付立会い（法務局本局）加藤会長、高橋・相澤各部長

◇ 11 月 ◇

- 1日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）竹本相談員
- 2日・各種講座（ビデオ研修）④（会館）大山、安部業務研修部各理事
- ・（株）B5ノートとホームページ打ち合わせ（会館）柳原副部長、藤野・山田各理事
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）大山相談員
- 4日・振分相談打ち合わせ（法務局本局）松島副会長、相澤部長
- 7日・簡易調停説明対応（会館）山脇委員長
- ・近プロ社会事業部会（滋賀会会館）久保部長
- 8日・財務部会（会館）
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員
- 9日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）藤野相談員
- ・資料センターサーバー入れ替え作業（iDC）佐々木委員長、瀧本・一守各副委員長、野邊・田中・十川各委員
- 10日・常任理事会（会館）
- ・制度対策委員会（会館）
- ・日調連地図研究委員会来会（会館）加藤会長、井上・松島・松尾各副会長、高橋・中居・相澤・久保各部長
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）吉田（正）相談員
- 11日・葉月の会（12日も、会館）
- 14日・表示登記実務研究会（会館）
- ・労働組合団体交渉（会館）井上副会長、高橋・中居各部長

- ・大塚たかし君を励ます会（ホテル阪急インターナショナル）加藤会長
- ・聴開（会館）高橋・中居各部長
- 15日・協同組合部長会（会館）小林（教）副部長
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口（太）相談員
- ・南河内支部登記事務連絡会（すばるホール）松尾副会長、相澤部長
- 16日・業務研修部会（会館）
- ・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）安部相談員
- ・支部長会ゴルフ大会（伏尾ゴルフ倶楽部）
- ・民間総合調停センター研修会（大阪弁護士会）谷川副委員長、山脇委員
- 17日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山（恒）相談員
- ・近プロ立命館大学成績優秀者表彰式（立命館大学）加藤会長
- ・三島支部登記事務連絡会（茨木市福祉文化会館）加藤会長、山口業務研修部副部長
- ・大阪市マンション管理支援機構平成28年度第7回常任委員会（大阪市立住まい情報センター）藤野理事
- 18日・筆界特定制度推進委員会（会館）
- ・筆界調査委員養成講座準備（会館）
- ・入会面談（会館）高橋部長、小川副部長、前橋・高山（英）・橋本各理事
- ・総務部会（会館）
- ・南支部登記事務連絡会（会館）松尾副会長、和田副部長

- ・近プロ事務局長等懇談会（ホテルグランヴィア和歌山）加藤会長、井上副会長
- ・豊能支部明示協議会（池田市民文化会館）相澤部長、中村（憲）理事
- ・豊能支部登記事務連絡会（池田市民文化会館）相澤部長、山口副部長
- ・泉州支部登記事務連絡会（岸和田市立浪切ホール）松島副会長、安部理事
- ・大阪府議会第111代副議長就任花谷充愉議員を励ます会（ホテルニューオータニ大阪）加藤会長
- 19日・外部講師養成講座（会館）
- 21日・あいち相談センターとの意見交換会（会館）山脇委員長、吉田（栄）副委員長、西田（寛）・浅井同各委員
- ・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
- ・太田房江議員来会（会館）加藤会長、高橋・相澤各部長
- ・近畿財務局との意見交換会（近畿財務局）松尾副会長、久保部長、中村（憲）理事
- ・衆議院議員「佐藤しげき君を励ます会」（ヒルトン大阪）加藤会長
- 22日・「土地法制に関する研究」資料収集日調連来会（会館）久保部長
- ・苦情対応打ち合わせ（会館）柏木委員長
- ・大阪城支部登記事務連絡会（会館）松島副会長、高山（恒）理事
- ・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）羽倉相談員



光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサン
テクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

阪奈測機(株)

〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609

FAX 072-877-2885

- 23日・民進党の集い「さあ、前進」(ホテルニューオータニ大阪) 加藤会長、松島副会長
- 24日・大阪府測量設計業協会との意見交換会(会館) 佐々木委員長、瀧本・一守各副委員長、神前・仲田・野邊・山岡・佐藤・中村・田中・十川各委員
 - ・資料センター運営委員会(会館)
 - ・近プロ綱紀委員長・紛議調停委員長合同会議(会館) 加藤会長、井上副会長、芳多綱紀委員長、佐野紛議調停委員長
 - ・近プロ紛議調停委員会(会館) 佐野委員長
 - ・近プロ綱紀委員会(会館) 芳多委員長
 - ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 與倉相談員
 - ・民間総合調停センター運営委員会(大阪弁護士会) 浅井委員長、谷川副委員長、山脇・高山(恒)・高橋各委員
 - ・民間総合調停センター財務委員会(大阪弁護士会) 浅井委員長、谷川副委員長、山脇・高山(恒)・高橋各委員
 - ・民間総合調停センター理事会(大阪弁護士会) 浅井委員長、谷川副委員長、山脇・高山(恒)・高橋各委員
 - ・近プロ境界鑑定実務講座(大阪国際交流センター) 加藤会長、相澤部長、大山(龍)境界鑑定副委員長、松内同委員
- 25日・第3回オンライン申請研修会(茨木市福祉文化会館) 正井講師、富澤オンライン申請促進委員
 - ・中河内支部登記事務連絡会(クレアホール・ふせ) 松尾副会長、和田副部長
 - ・堺支部登記事務連絡会(堺市総合福祉会館) 松島副会長、大山理事
 - ・三会会長会議(愛知会) 加藤会長、井上副会長
- 26日・筆界調査委員養成講座(会館)
 - ・地籍問題研究会第17回定例研究会(明治大学駿河台キャンパス) 富岡副部長
 - ・協同組合レクリエーション(淡路島「イングランドの丘」)
- 28日・綱紀委員会第2班会議(会館)
 - ・会務処理(会館) 松島副会長
- 29日・常任理事会(会館)
 - ・理事会(会館)
 - ・大阪府人権局来会(会館) 高橋部長
 - ・入会面談(会館) 前橋・高山(英) 各理事

- ・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 西田(修) 相談員
- 30日・大阪法務局無料登記相談(法務局本局) 山口相談員

公嘱協会の動き

◇ 9 月 ◇

- 14日・近公連理事長会議(滋賀協会) 横山理事長
- 15日・第2回常任理事会(協会)
- 23日・第32回定時社員総会(ホテルグランヴィア大阪)
- 27日・第3回報酬額運用基準見直し検討会(協会)

◇ 10 月 ◇

- 4日・第3回常任理事会(協会)
- 7日・近公連通常総会(琵琶湖ホテル)
- 13日・第2回理事会(エル・おおさか)
 - ・第1回業務部会(エル・おおさか)
- 25日・第4回報酬額運用基準見直し検討会(協会)

◇ 11 月 ◇

- 8日・第4回常任理事会(協会)
- 10日・理事、監事および区域長の役割と責任に関する研修会(エル・おおさか)
- 11日・近公連理事長会議(協会) 横山理事長
- 14日・全公連臨時総会・研修会(15日も、東京) 横山理事長、井之上副理事長、谷内田総務部長
- 17日・第3回理事会(エル・おおさか)
- 21日・第5回報酬額運用基準見直し検討会(協会)
- 28日・近公連実務担当者会同(エル・おおさか) 横山理事長、村野副理事長、流王・金田理事



行事予定

◇ 1 月 ◇

- 11日(水) 境界鑑定委員会
 12日(木) 常任理事会
 19日(木) オンライン申請研修会
 21日(土) 近プロ新人研修 (22日も)
 24日(火) 常任理事会
 理事会
 26日(木) 民間総合調停センター運営委員会
 民間総合調停センター財務委員会
 民間総合調停センター理事会
 27日(金) 近プロ各会正副会長会議

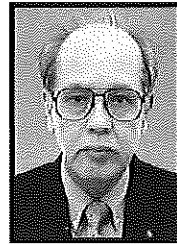
◇ 2 月 ◇

- 3日(金)～5日(日)
 第12回土地家屋調査士特別研修・基礎研
 修
 15日(水) 補助者研修会
 16日(木) オンライン申請促進委員会
 21日(火) 会員研修会
 23日(木) 常任理事会

◇ 3 月 ◇

- 8日(水) オンライン申請研修会
 近プロ全国ブロック会長会同 (9日も)
 10日(金) 第12回土地家屋調査士特別研修・集合研
 修 (11日も)
 12日(日) 第12回土地家屋調査士特別研修・総合講
 義
 14日(火) 常任理事会
 17日(金) 近プロ財務部会
 23日(木) 民間総合調停センター運営委員会
 民間総合調停センター財務委員会
 民間総合調停センター理事会
 24日(金) 近プロ各会正副会長・部会長会議
 25日(土) 第12回土地家屋調査士特別研修・考査
 28日(火) 常任理事会
 理事会

訃 報



堺支部
 渡邊 昭二 会員
 平成28年11月25日ご逝去
 (享年73歳)

▽平成10年6月22日入会

＊謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます



おくやみ申し上げます

▽江原 秀至氏 (中河内支部 江原光治・尊父、7月30日没、90歳) ▽大塚 ハギノさん (北河内支部 坂上暢子・母堂、10月12日没、101歳) ▽河田 一文氏 (北支部 河田弘人・尊父、11月21日没、83歳)

訃報の対応について

1. 事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支部別会員数(H28・12・1現在)

○内数字は法人会員数

支 部	会員数	増減	支 部	会員数	増減
北	122⑦	2	北河内	77②	0
西	32③	1	豊 能	64	0
南	37②	0	堺	110	-2
阪 南	70③	-2	泉 州	83	0
天王寺	41①	0	三 島	93②	-1
大阪城	142①	4	南河内	47	0
中河内	117①	0	合 計	1,035②	2

○ 数字は法人会員 32法人 (+1)

(※増減は前回・H28年9月1日比)

編集後記

◆会報誌は1・4・7・10月号の年4回発行させていただいています。私個人的には1月号を特に楽しみにしています。中でも干支生まれの会員の方々の「今年の抱負」。お顔は拝見したことはあるけれど話した記憶はなく、特に他支部の方々と交流する機会がありません。まさに「文は人なり」で、その人なりが垣間見え、親近感がわきます。「もし、今度お会いする機会があれば・・・」などと考えながら読ませていただいています。

本年もよろしくお願いいたします。(久保)

◆年が明けました。新たな一年が始まりました。

いつも「一年の目標」を立てますが、なかなか達成できません。皆さまはどのような目標を立てられましたか？少しでも目標を達成させることにより、人間的にも大きくなりたいと思います。

今年もよろしくお願い申し上げます。(富岡)

◆右往左往であっという間に過ぎた一年でした。本年はしっかり腰を据えて社会事業部の一員として広報活動等に微力ですが頑張っていきます。本年が会員皆さま、土地家屋調査士にとって良き年になるようお願いしております。(柳原)

◆明けましておめでとうございます。

今年も寒く、現場には大変つらい季節です。通りがかりの人に『寒い中ご苦労様』と声をかけてもらうだけで暖かい気分になりました。(藤野)

◆皆さま、新年明けましておめでとうございます。

今年も夏の暑さの反動か、冬は冷え込みます。お体は十分ご自愛ください。今年も元気に頑張しましょう。(山田)

◆理事を拝命して、あっという間に任期の2年目を迎えました。残りの任期も、調査士の業務や制度の向上に少しでも寄与できるように頑張ります。少なくとも、調査士になりたいと思えるような憧れの職業にしたいもんですね。(笑)

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(中村)



本会社会事業部員

久保	加奈子	富岡	隆
柳原	薫	藤野	充
山田	貴弘	中村	憲夫
(社会事業部担当副会長)			松尾 賢

支部社会事業(広報)担当責任者

北	奥田 祐次	西	吉田龍太郎
南	吉松 孝和	(支部長兼任)	
阪南	岡本 吉雄	天王寺	飯田 正直
大阪城	津本 浩昭	中河内	辺見 実
北河内	今村健太郎	豊能	細川 隆弘
堺	小林 俊彦	泉州	酒井 健
三島	松原 政春	南河内	屋納 隆

(事務局) 寺田 秀美



■発行所 大阪土地家屋調査士会
 ■〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
 ■電話 06(6942)3330(代)
 ■FAX 06(6941)8070
 ■E-mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
 ■ホームページ: <http://www.chosashi-osaka.jp>

土地家屋調査士

通信教育

新最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

毎月1日開講!!
入学随時!

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『択一攻略ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。全く初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。



内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という2つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連付けることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「攻略ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていきますので疑問点の解決に利用してください。单元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画の全てを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「択一攻略ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

《使用教材》



- ・学習ガイドブック … 1冊
- ・学習ガイダンスDVD … 1枚
- ・入門 六法の読み方 … 1冊
- ・調査士 受験必携六法 … 1冊
- ・調査士 本試験問題と詳細解説 … 1冊

- ・オリジナルテキスト 択一攻略ノートⅠ～Ⅶ … 7冊
- ・調査士 試験に必要な数学 … 1冊
- ・測量・面積計算&図面作成 … 1冊
- ・オリジナルテキスト 書式攻略ノートⅠ～Ⅲ … 3冊
- ・新版 択一 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- ・新版 書式 過去問マスターⅠ・Ⅱ … 各1冊
- ・提出課題 問題編/解説編 … 全8回分
- ・実力確認テスト 問題編/解説編 … 各1冊
- ・解説講義DVD … 50枚《DVDタイプ》
- ・解説講義映像ファイル … 50個《ダウンロードタイプ》
- ・質問票 … 6回分
- ・縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」 … 1組(直角二等辺三角形(2枚))
- ・全円分度器 … 1個
- ・補助教材一式

本誌をご覧の方は、
特別減免学費で
お申込みできます。



学費 土地家屋調査士
(税込) 新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 272,600円
- 特別減免学費 163,560円

基礎力養成編 /
WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 236,600円
- 特別減免学費 141,960円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求



【好評図書のご案内】

理論と実務の両面から、権利関係の明確化が難しい
山林の境界判定の手法と法的問題を解説



山林の境界と所有

資料の読み方から境界判定の手法まで

寶金敏明・右近一男 編著 西田寛・河原光男・西尾光人 著

2016年9月刊 B5判 180頁 本体2,000円＋税

- 権利関係の明確化が難しい山林の境界判定につき、境界の第一人者と土地家屋調査士が、理論と実務の両面からその手法と法的問題を解説した唯一の書。
- 105問のQ&Aで、境界の探索手法、資料の集め方・読み方、境界問題の是正策、紛争の予防と解決、地籍調査、裁判例の傾向などを解説。

第一人者による、明晰・詳細な実務解説
境界問題を扱う上での必読書！



境界の理論と実務

寶金敏明 著

2009年4月刊 A5判上製 608頁 本体5,700円＋税

- 各種境界実務につき、横断的に把握・検討できる一冊。
- 土地境界の現地調査に限らず、境界の生成過程、地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判・協議などについても解説。
- 多数の判例及び豊富な経験に則し、それぞれの実務を丁寧に分析。全387件に及ぶ判例索引を収録。

土地家屋調査士の業務の核である
正確な「地積測量図」「調査報告情報」作成のために



改訂 表示登記添付情報作成の実務

地積測量図・調査報告情報

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

國吉正和 監修 内野篤 著

2016年11月刊 B5判 304頁 本体3,200円＋税

- 調査報告情報の改定様式に対応。項目ごとに記載方法について詳解。
- 地殻変動後の登記について熊本地震における実務も収録。通達・留意点等に関して言及。
- 具体的な地積測量図（2色刷）を掲げ、作成方法、留意点について解説。

不動産に関係する全ての実務家へ
全250問で、関係する実務を網羅！



Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務

相隣・建築・私道・時効・筆界・空き家

末光祐一 著

2016年7月刊 A5判 440頁 本体4,100円＋税

- 隣地・隣家に関する境界関連、建築基準、取得時効、占有権、筆界特定、空き家など具体的な実務をこの1冊に集約。全250問で、関係する実務を網羅。先判例も多数収録。
- 隣地との紛争などの簡裁代理等関係業務、地裁の裁判書類作成業務にも有益な実務の情報を収録。
- 空き家特措法（平成27年5月26日完全施行）対応。



日本加除出版

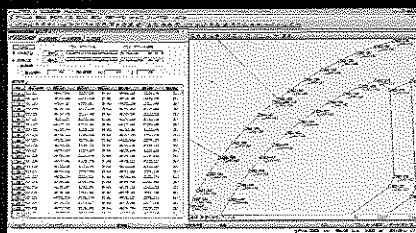
〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

フィールドデザインで日本の未来を創る 測量計算CADシステム「BLUETREND XA」

BLUETREND XA NEW! 2013
測量計算CADシステム【ブルートレンド エグザ】

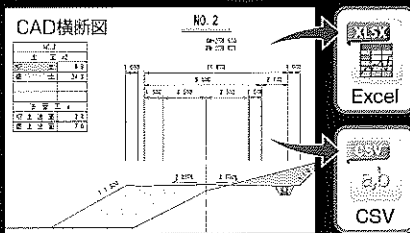
「測地成果2011」に完全対応、 震災復興業務を効率化!

国土地理院提供のPatchJGD準拠の座標補正変換プログラムでPatchJGDを介さず効率的に座標補正変換。座標補正点検計算で変換後の座標値・面積も精度管理できるほか、座標補正前後がひと目で分かる座標ベクトル図や法務局提供の地図XML取込み等々、多彩な新機能で震災復興業務を大幅に効率化します。



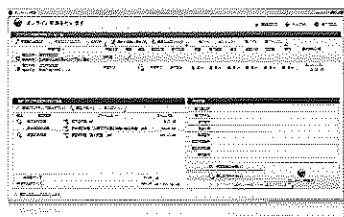
CAD機能の大幅強化で 作業効率を向上!

横断面図を内部的に数値化し、土量計算や集計結果をワンタッチでExcel・CSV出力。現況・計画平面図の法面作図での法面自動作図や自作特殊線が繰り返し使えるカスタマイズ機能、また点番入力で座標を自動結線機能等々、CAD機能を大幅に強化しました。またラスターデータを配置した図面の描画速度を500%高速化しました。



Google Earth™へ図面配置し 画期的なプレゼンを実現!

Google Earth連携機能により、道路計画や災害復旧計画、用地取得状態や宅地造成計画の図面をGoogle Earth上に簡単に配置でき、Google Earth環境があれば、リアルで分かりやすいビジュアルプレゼンをどこでも手軽に行えます。これらの他、「BLUETREND XA 2013」は全100項目余の機能強化を図っています。



各種データを一元管理。調査士業務全般をワンパッケージでサポート。

TREND REG/C 2013
土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成(登記申請書・委任状・筆界確認書等)およびオンライン申請から、事件管理・顧客管理に至るまで、調査士業務の飛躍的な効率化と省力化をワンパッケージでサポートする「土地家屋調査士」専用のアプリケーションです。

●Windows7上で動作するWindows XP Modeでの動作保証はしていません。●Windows7 64bit版上で動作させる場合、64bitネイティブアプリケーションとしてではなく、32bitアプリケーションとして動作しますのでご注意ください。

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6
札幌 青森 盛岡 仙台 水戸 宇都宮 高崎 新潟 長野 埼玉 千葉 東京 立川 横浜 静岡 名古屋
岐阜 福井 京鈴 大坂 神戸 岡山 高松 松山 広島 山口 福岡 熊本 大分 高崎 鹿児島 沖縄

●製品に関するお問い合わせ 0570-550-291

上記のナビダイヤルは福井県坂井市に直通し、県内各地までの通話料はお客様の料金となります。また、通話料金につきおまかせマイラインの料金に変わります。NTTコミュニケーションズからの請求となります。携帯電話からのご利用の場合は20秒ごとに10円の通話料がお客様の負担となります。

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

お問い合わせ

www.fukuicompu.co.jp

